

平成 29 年度業務実績等報告書

資 料 編

平成 30 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料_補償 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	3
(資料_補償 4) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等	4
(資料_補償 5) 平成 30 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について	6
(資料_補償 6) オンライン申告セミナー開催のご案内	7
(資料_補償 7) 平成 29 年度 汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について	11
(資料_補償 8-①) 旧第一種地域被認定者数の年度別推移	12
(資料_補償 8-②) 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移	12
(資料_補償 9) 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	13
(資料_補償 10-①) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)	14
(資料_補償 10-②) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域)	15

<公害健康被害予防事業>

(資料_予防 1) 公害健康被害予防事業の概要	16
(資料_予防 2) 公害健康被害予防基金債券運用状況	17
(資料_予防 3) 意見交換を実施した団体	18
(資料_予防 4) 平成 29 年度環境保健分野に係る調査研究概要	19
(資料_予防 5) 平成 29 年度環境改善分野に係る調査研究概要	21
(資料_予防 6) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	22
(資料_予防 7) 平成 29 年度 知識の普及事業実施状況	25
(資料_予防 8) 平成 29 年度 研修事業実施状況	27
(資料_予防 9) 平成 29 年度 ソフト 3 事業等実施状況	28
(資料_予防 10) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び 事業改善に向けた検討状況	29
(資料_予防 11) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告一抜粋一 (平成 29 年度本格調査結果 一中間報告一)	30

<地球環境基金業務>

(資料_地球 1) 平成 29 年度助成金分野別件数内訳	32
(資料_地球 2) 地球環境基金助成金の推移	34
(資料_地球 3) 平成 30 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項	36
(資料_地球 4) 平成 28 年度事後評価実施結果、平成 29 年度事後評価実施結果	38

(資料_地球 5) 助成事業に関するフォローアップ調査について (平成 29 年度)	40
(資料_地球 6) 平成 29 年度研修・講座実施状況	52
(資料_地球 7) 平成 29 年度研修・講座のアンケート結果	54
(資料_地球 8) 地球環境基金造成状況について	55

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

(資料_PCB1) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について	56
(資料_PCB2) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金拠出状況について	58

<維持管理積立金の管理業務>

(資料_維持 1) 維持管理積立金管理業務について	59
-------------------------------------	----

<石綿健康被害救済業務>

(資料_石綿 1) 申請書等の受付状況と認定等状況 (平成 29 年度)	60
(資料_石綿 2) 審査中の案件に係る状況 (平成 29 年度)	63
(資料_石綿 3) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成 29 年度)	64
(資料_石綿 4) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から 平成 30 年 3 月 31 日までの累計)	65
(資料_石綿 5) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (平成 29 年度)	66
(資料_石綿 6) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から 平成 30 年 3 月 31 日までの累計)	67
(資料_石綿 7) 認定等に係る処理日数 (平成 29 年度)	68
(資料_石綿 8) 救済給付の支給件数・金額 (経年変化)	70
(資料_石綿 9) 保健所説明会等実績 (平成 29 年度)	71
(資料_石綿 10) 被認定者等アンケート概要 (平成 29 年度)	72
(資料_石綿 11) セミナー等アンケート概要 (平成 29 年度)	74
(資料_石綿 12) 石綿健康被害救済制度広報 テレビCM実施内訳 (平成 29 年度)	76
(資料_石綿 13) ホームページアクセス数 (平成 29 年度)	77
(資料_石綿 14) 窓口相談・無料電話相談件数 (平成 29 年度)	78

<環境研究総合推進業務>

(資料_研究 1) 環境研究総合推進費 平成 30 年度新規課題公募要領 (抜粋版)	79
(資料_研究 2) 環境研究総合推進費 平成 30 年度新規採択課題	84

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

(資料_共通 1) 内部統制の推進に関する組織体制 (H27.9~) 86

2. 業務運営の効率化

(資料_共通 2) 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係 87

(資料_共通 3) 随意契約に係る情報の公表 (物品役務等) (平成 29 年度) 88

(資料_共通 4) 第 10 回契約監視委員会議事概要 89

(資料_共通 5) 平成 30 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画 91

3. 業務における環境配慮

(資料_共通 6) 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画 94

(資料_共通 7) 平成 29 年度環境配慮のための実行計画 100

III. 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

(資料_共通 8-①) 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体) 105

(資料_共通 8-②) 財務情報 財務諸表の概況 107

(資料_共通 8-③) 事業の説明 財源構造 109

(資料_共通 9) 運用方針について 110

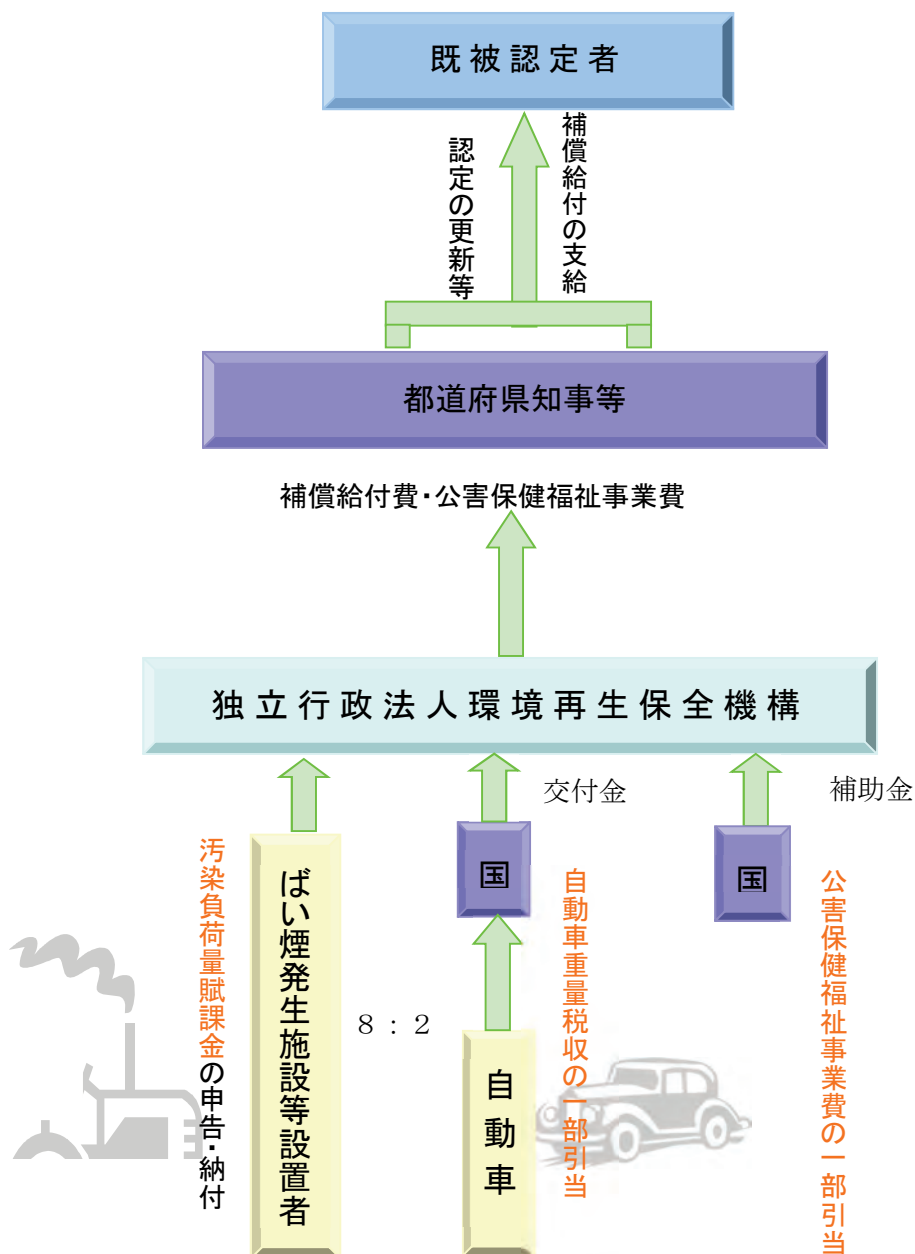
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 人事に関する計画

(資料_共通 10) 平成 29 年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績 111

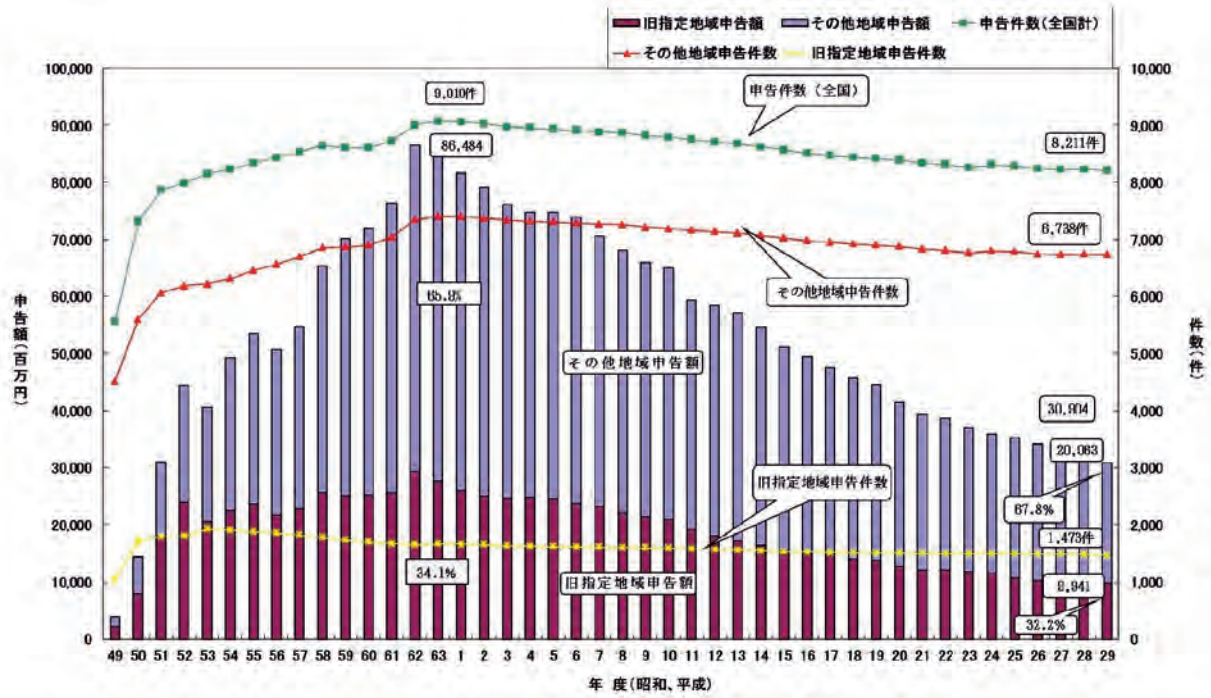
公害健康被害補償制度の概要

- [制度の発足] 昭和 49 年 9 月（昭和 63 年 3 月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



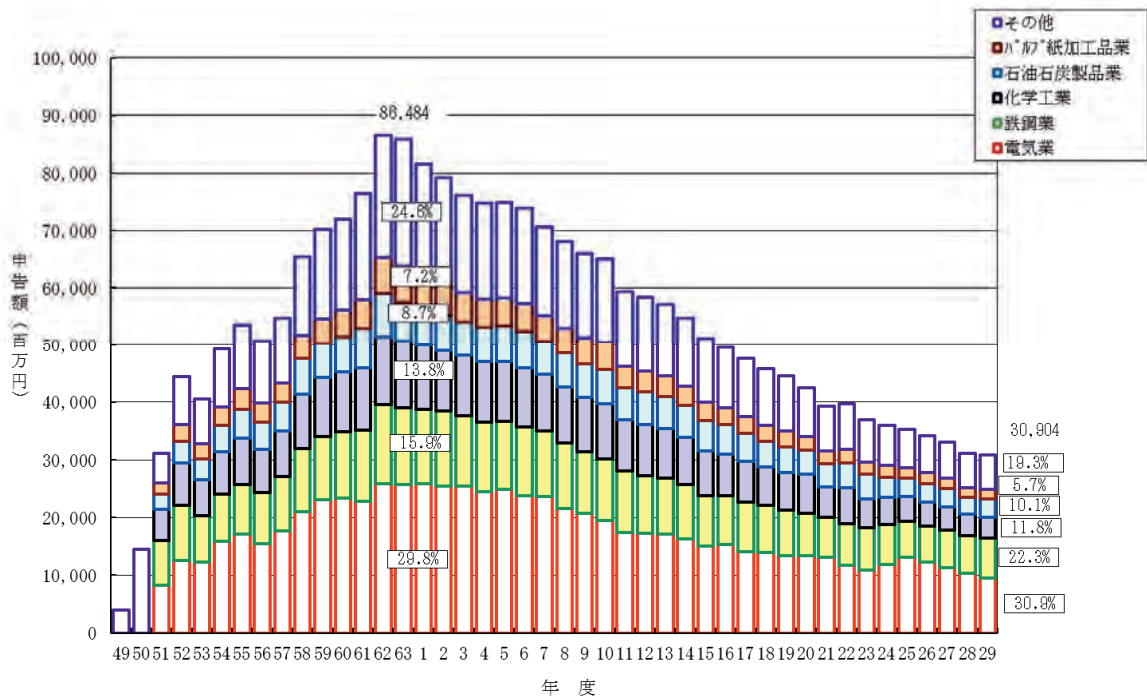
資料_補償2-①

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



資料_補償2-②

汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	平成28事業年度		平成29事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	505	3,552,124	504	3,531,023
青森	97	283,229	97	238,811
岩手	112	178,357	112	190,530
宮城	134	295,717	134	246,143
秋田	108	277,044	108	279,240
山形	79	121,042	79	120,874
福島	143	863,373	143	823,172
茨城	214	1,622,963	213	1,541,770
栃木	159	173,389	160	174,160
群馬	132	167,702	132	166,699
埼玉	282	184,476	282	182,402
千葉	278	1,214,041	277	1,222,476
東京都	661	956,993	661	758,784
神奈川県	409	1,375,180	405	1,375,917
新潟	177	433,838	178	436,600
富山	122	289,239	122	298,062
石川	64	41,733	64	41,366
福井	68	159,425	68	159,152
山梨	47	17,590	47	17,497
長野	128	91,529	127	90,949
岐阜	151	256,722	151	242,413
静岡県	332	531,344	332	528,426
愛知県	608	2,614,610	606	2,932,627
三重	162	1,080,590	163	1,057,242
滋賀	110	122,006	110	124,651
京都	128	99,329	128	99,890
大阪	559	984,591	555	1,006,348
兵庫県	393	1,025,599	394	982,690
奈良	65	35,157	65	34,884
和歌山	73	509,116	73	501,308
鳥取	35	88,015	35	92,194
島根	64	101,470	64	100,815
岡山	187	2,323,983	187	2,509,425
広島	188	1,263,476	190	1,302,502
山口	149	1,232,874	150	1,221,792
徳島	56	227,392	56	227,330
香川	69	665,696	69	524,402
愛媛	95	704,755	95	686,241
高知	38	72,010	38	78,408
福岡	272	1,518,398	271	1,411,352
佐賀	59	141,880	60	148,516
長崎	64	563,412	64	486,958
熊本	104	112,342	104	109,824
大分	93	1,208,204	93	1,371,785
宮崎	71	517,019	71	521,979
鹿児島	89	419,199	89	254,689
沖縄	61	444,205	61	436,473
計	8,194	31,162,379	8,187	30,890,791
過年度分	35	16,735	24	13,428
合計	8,229	31,179,114	8,211	30,904,219

(注) 1. 平成28年度の数値は平成29年3月末、平成29年度の数値は平成30年3月末の数値である。
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,187 件のうち 318 件（3.9%）の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

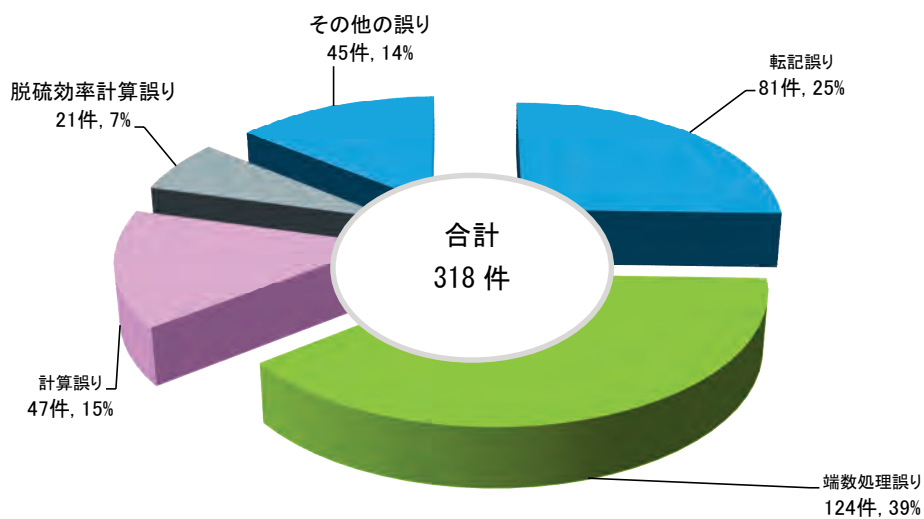
申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,187 件	
名称等変更決議	271 件	* 1
申告書送付先変更決議	203 件	* 2
納付義務者判定決議	97 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

平成 29 年度申告内容誤り件数



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 29 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	1	0.4%
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	4	1.6%
③ 施設の漏れの可能性	103	41.7%
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	103	41.7%
⑤ 加重平均の内容に疑義	2	0.8%
⑥ 前年度に比べSOx量の大幅な減少	0	0.0%
⑦ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	7	2.9%
⑧ 水分補正の疑義	1	0.4%
⑨ その他	26	10.5%
合 計	247	100.0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(107事業所)とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 29 年度実地調査における指導内容

指導内容	指導件数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	20	19.2
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	18	17.3
③ 加重平均の適用誤り	5	4.8
④ 施設の申告漏れ	5	4.8
⑤ 燃原料の申告漏れ	4	3.8
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	4	3.8
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	0	0.0
⑧ 算定様式の適用誤り	1	1.0
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	9	8.7
⑩ 水分補正の誤り	2	1.9
⑪ 非常用発電機等申告漏れ	14	13.5
⑫ その他	22	21.2
合 計	104	100.0

注) 本表の指導件数は、事業所によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(107事業所)とは一致しない。

平成29年10月13日
事務連絡

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 殿

独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部

平成30年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、汚染負荷量賦課金について、オンライン申告を行う事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、平成30年度の算定様式（A～D様式）、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類（E様式）、排ガス測定の結果を示す書類（b様式）及び加重平均一覧表の雛型ファイルを平成29年11月1日（水）よりダウンロードすることができますので、ご活用ください。

記

■ 雛型ファイル入手方法の流れ

- (1) 認証コード（CD）とパスワードを用意してオンライン申告サイトへログイン
オンライン申告サイトのURL <https://shinkoku.erca.go.jp>
- (2) 平成30年度算定過程様式のダウンロードを選択
- (3) 必要な算定様式を入手

詳細は、「申告・納付の手続き（手続き編）」16ページ以降に記載してあります。

※ 申告書の雛型ファイルのダウンロードは、賦課料率確定後の来年4月1日以降となります。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構
補償業務部業務課



0120-135-304

(平日 9:30~18:00)

平成 29 年 9 月 14 日

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

「オンライン申告セミナー」開催のご案内

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたって、納付義務者の皆様方の事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンライン申告を推奨しております。そこで、オンライン申告の利便性を理解してもらうため、オンライン申告セミナーを裏面のとおりに開催いたします。

すでにオンライン申告をご利用の事業者様で新たに申告書類を作成するご担当者様になられた方も含め、多くの皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

○オンライン申告セミナーの開催

セミナーでは、事前登録から Excel 雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成及び申告データの送信までをパソコンを使って体験いただけます（所要時間 2 時間程度）。

開催地が決まっている 7 地域（札幌・東京・横浜・さいたま・名古屋・大阪・神戸）へのご参加、その他のエリアでの開催のご要望など、裏面のアンケートにて、ご回答いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

※セミナーへの参加は無料です（交通費のみご負担下さい）。

また、下記のオンライン申告のメリットをご理解いただき、平成 30 年度汚染負荷量賦課金の申告では、是非ともオンラインによる申告をご検討下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。

○オンライン申告のメリット

1. 事前登録しているので、申告をする際、押印の必要がありません。
申告用に作成した Excel 雛型ファイルをオンライン申告システムからアップロードするだけで、申告書類の提出が完了します。申告期間中（4/1～5/15）は 24 時間いつでも申告することができます。
2. Excel 雛型ファイルには自動計算機能、入力チェック機能がありますので、入力漏れ、端数処理などの記入誤りを防ぐことができます。
3. 既に機構に登録されている申告情報を Excel 雛型ファイルに取り込んでダウンロードしますので、入力の負担が大幅に軽減されます。
4. 翌年度の算定様式雛型ファイルを 11 月 1 日からダウンロードすることができます。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部業務課



0120-135-304

（平日 9:30～17:30）

送信先

独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部 業務課 行

FAX 044-520-2133

こちらまで FAX 又は メール をお願いします

メール宛先 h-gyoumu@erca.go.jp※アンケート用紙は機構ホームページに掲載しています。
<http://www.erca.go.jp/fukakin>アンケートにつきましては、**9月29日(金)**までに提出して頂ければ幸いです。

送信元

賦課金番号

納付義務者名

事業場名

担当者名

(後日、連絡致しますので、ご記入下さい。)

TEL.

メールアドレス

オンライン申告セミナーに関するアンケート

アンケートのご協力をお願い申し上げます。 ※参加を希望されない場合、アンケートのご提出は不要です。

1. オンライン申告セミナーへのご参加について

- 7会場での参加希望 (下記2.に回答下さい)
- 7会場以外の都市での参加希望 (下記3.に回答下さい)

2. すでに決定している以下の7会場の中で、ご参加可能なものについてご回答下さい (複数回答可)

- 横浜会場(10月12日(木)14時～) 【開催地】横浜商工会議所(横浜市中区山下町)
【最寄り駅】JR関内駅 または、みなとみらい線日本大通り駅
- 名古屋会場(10月20日(金)14時～) 【開催地】名古屋商工会議所(名古屋市中区栄)
【最寄り駅】地下鉄線伏見駅
- さいたま会場(10月27日(金)14時～) 【開催地】さいたま商工会議所(さいたま市浦和区高砂)
【最寄り駅】JR線浦和駅 または、JR線中浦和駅
- 東京会場(11月2日(木)14時～) 【開催地】環境再生保全機構 東京事務所(東京都千代田区麴町)
【最寄り駅】東京メトロ有楽町線麴町駅 または、JR線四ツ谷駅
- 札幌会場(11月10日(金)14時～) 【開催地】JR札幌駅周辺会議室
【最寄り駅】JR線札幌駅
- 神戸会場(11月24日(金)14時～) 【開催地】神戸商工会議所 本部(神戸市中央区港島中町)
【最寄り駅】ポートライナー 市民広場駅
- 大阪会場(11月30日(木)14時～) 【開催地】大阪商工会議所 本部(大阪市中央区本町橋)
【最寄り駅】地下鉄堺筋線堺筋本町 または、谷町線谷町四丁目駅

3. 上記会場以外の開催希望エリアについてお伺いいたします ※ご参加の希望が多い地域で所在地等を踏まえて開催いたします

◆開催を希望される都道府県名をご記入下さい

道・府・県

- ◆ご参加を希望する曜日及び時間帯をご回答下さい (複数回答可)
- 月 火 水 木 金
- 午前(開始希望時刻: 時) 午後(開始希望時刻: 時)

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

上記のご回答を取りまとめまして、後日ご案内等をさせていただく予定でございます。

平成 29 年 10 月 13 日

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

「オンライン申告セミナー」追加開催のご案内

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたって、納付義務者の皆様方の事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンライン申告を推奨しておりますが、先日送付致しましたオンライン申告セミナーのアンケートに多くの回答を頂きました。誠にありがとうございました。

皆様方からのアンケート結果を踏まえ、オンライン申告セミナーを追加にて開催することが決定致しましたのでご案内致します。多くの皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

○オンライン申告セミナーの開催

セミナーでは、事前登録から Excel 雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成及び申告データの送信までをパソコンを使ってご体験いただけます（所要時間 2 時間程度）。

開催地が決まっている 7 地域（札幌・さいたま・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸）に加えて、9 地域での開催が決まりましたのでご案内致します。（詳細は裏面の申込書を参照願います。）

※セミナーへの参加は無料です（交通費のみご負担下さい）。

また、下記のオンライン申告のメリットをご理解いただき、平成 30 年度汚染負荷量賦課金の申告では、是非ともオンラインによる申告をご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○オンライン申告のメリット

1. 事前登録しているため、申告をする際、押印の必要がありません。
申告用に作成した Excel 雛型ファイルをオンライン申告システムからアップロードするだけで、申告書類の提出が完了します。申告期間中（4/1～5/15）は 24 時間いつでも申告することができます。
2. Excel 雛型ファイルには自動計算機能、入力チェック機能がありますので、入力漏れ、端数処理などの記入誤りを防ぐことができます。
3. 既に機構に登録されている申告情報を Excel 雛型ファイルに取り込んでダウンロードしますので、入力の負担が大幅に軽減されます。
4. 翌年度の算定様式雛型ファイルを 11 月 1 日からダウンロードすることができます。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部業務課



0120-135-304

(平日 9:30～17:30)

送
信
先

独立行政法人環境再生保全機構

補償業務部 業務課 行

FAX 044-520-2133

こちらまで FAX 又は メール をお願いします

メール宛先 h-gyoumu@erca.go.jp※参加申込書は機構ホームページに掲載して
います。 <http://www.erca.go.jp/fukakin>参加申込書につきましては、開催日の一週間前
までにご提出下さい。

- ・申込は先着順になります
- ・満席になる場合もございますのでご了承願います

送 信 元	賦課金番号	
	納付義務者名	
	事業場名	
	担当者名	(後日、連絡致しますので、ご記入下さい。)
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	

オンライン申告セミナー参加申込書

以下の9会場の中で、ご参加いただける会場をお選び下さい

- 広島会場(11月9日(木) 14時～) 【開催地】広島商工会議所(広島県広島市中区基町)
【最寄り駅】路面電車 原爆ドーム駅
- 宇部会場(11月10日(金) 14時～) 【開催地】宇部商工会議所(山口県宇部市松山町)
【最寄り駅】JR 宇部線 東新川駅
- 川崎会場(11月14日(火) 14時～) 【開催地】環境再生保全機構(神奈川県川崎市幸区大宮町)
【最寄り駅】JR 東海道本線 川崎駅
- 秋田会場(11月16日(木) 14時～) 【開催地】ふきみ会館
【最寄り駅】JR 奥羽本線 秋田駅よりバス利用(県庁第二庁舎前)または車
- 仙台会場(11月17日(金) 14時～) 【開催地】仙台商工会議所(宮城県仙台市青葉区本町)
【最寄り駅】地下鉄南北線 勾当台公園駅
- 福岡会場(11月17日(金) 14時～) 【開催地】福岡商工会議所(福岡県福岡市博多区博多駅前)
【最寄り駅】地下鉄空港線 祇園駅 または、JR 鹿児島本線 博多駅
- 水戸会場(11月21日(火) 14時～) 【開催地】水戸商工会議所(茨城県水戸市桜川)
【最寄り駅】JR常磐線 水戸駅
- 大阪会場(11月30日(木) 10時～) 【開催地】大阪商工会議所 本部(大阪府中央区本町橋)
【最寄り駅】地下鉄堺筋線堺筋本町 または、谷町線谷町四丁目駅
- 静岡会場(12月8日(金) 14時～) 【開催地】静岡商工会議所(静岡県静岡市葵区黒金町)
【最寄り駅】JR 東海道本線 静岡駅
- 会場・日程の都合が合わず不参加

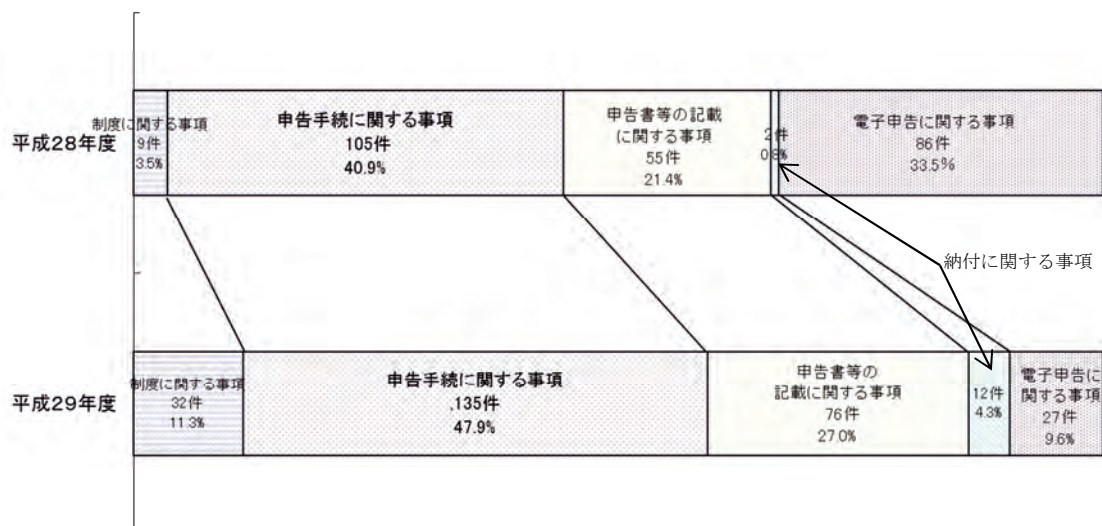
お申込みいただき、誠にありがとうございました。

後日、ご参加いただく会場のご案内を送らせていただきます。

平成 29 年度 汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について

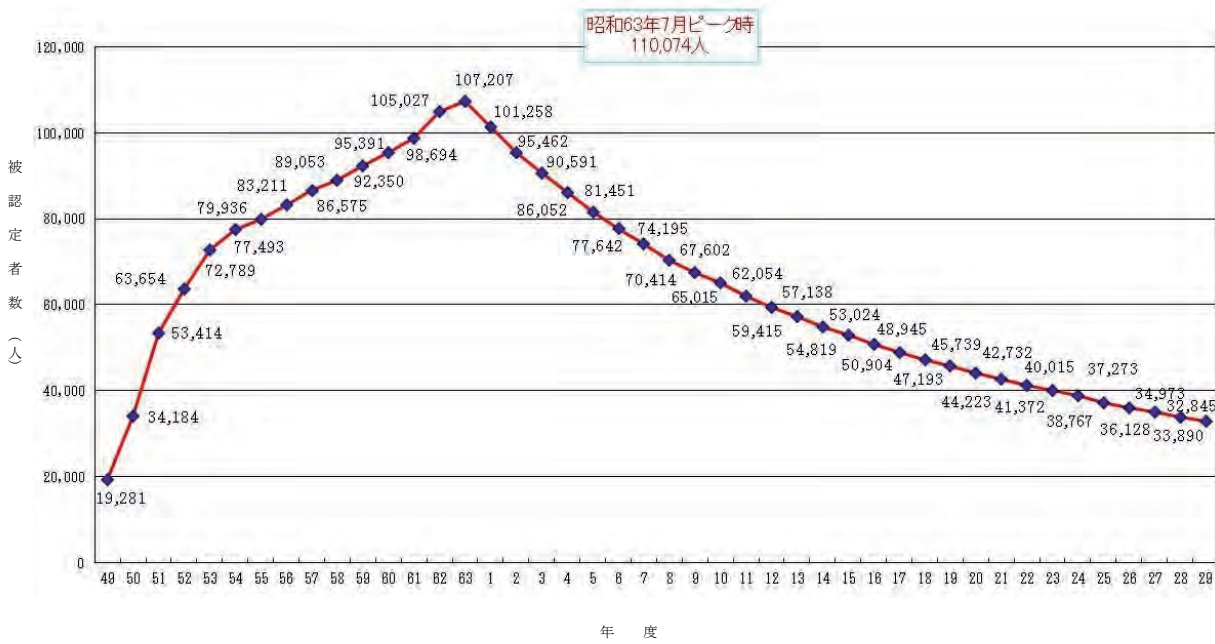
1. 納付義務者に対しては、全国 151 商工会議所 103 会場において、4 月に申告納付説明・相談会を実施した。
2. 申告納付説明・相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等（282 件）に対し、きめ細かな対応を行った。
3. 説明会での主な質問等
 - ・ 公害健康被害補償制度はいつまで続くのか。
 - ・ 施設を廃止したが、申告・納付義務はあるのか。
 - ・ 過去分はいつまで払わなければならないのか。
 - ・ 燃原料の硫黄分が 0 であっても申告は必要か。
 - ・ 電子申告等を行う者が変更になった場合の手続きは。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



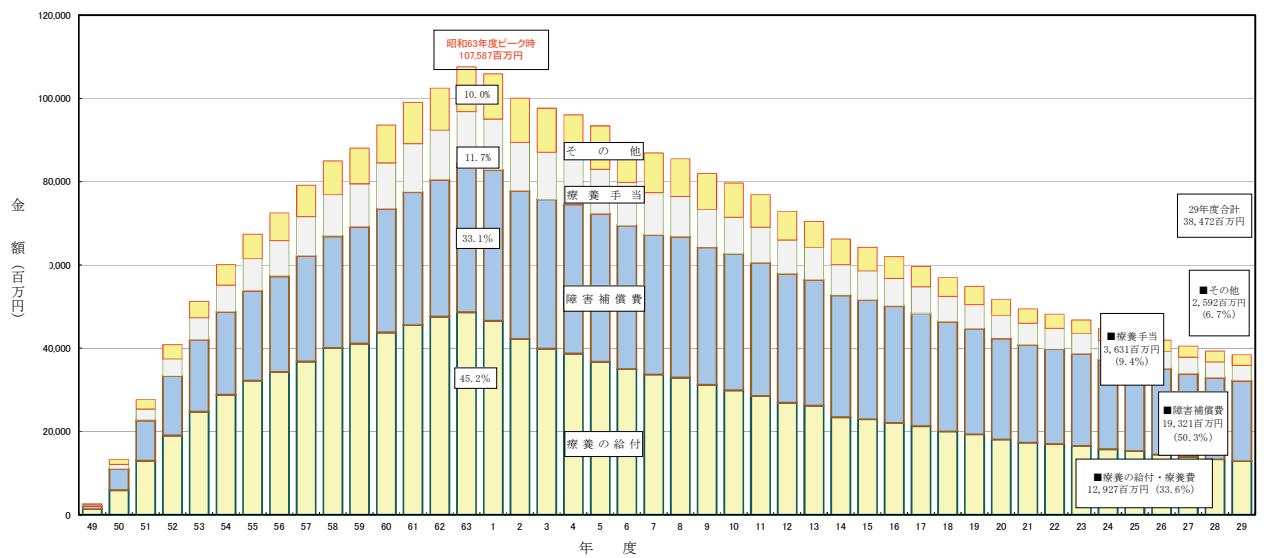
資料_補償8-①

旧第一種地域被認定者数の年度別推移

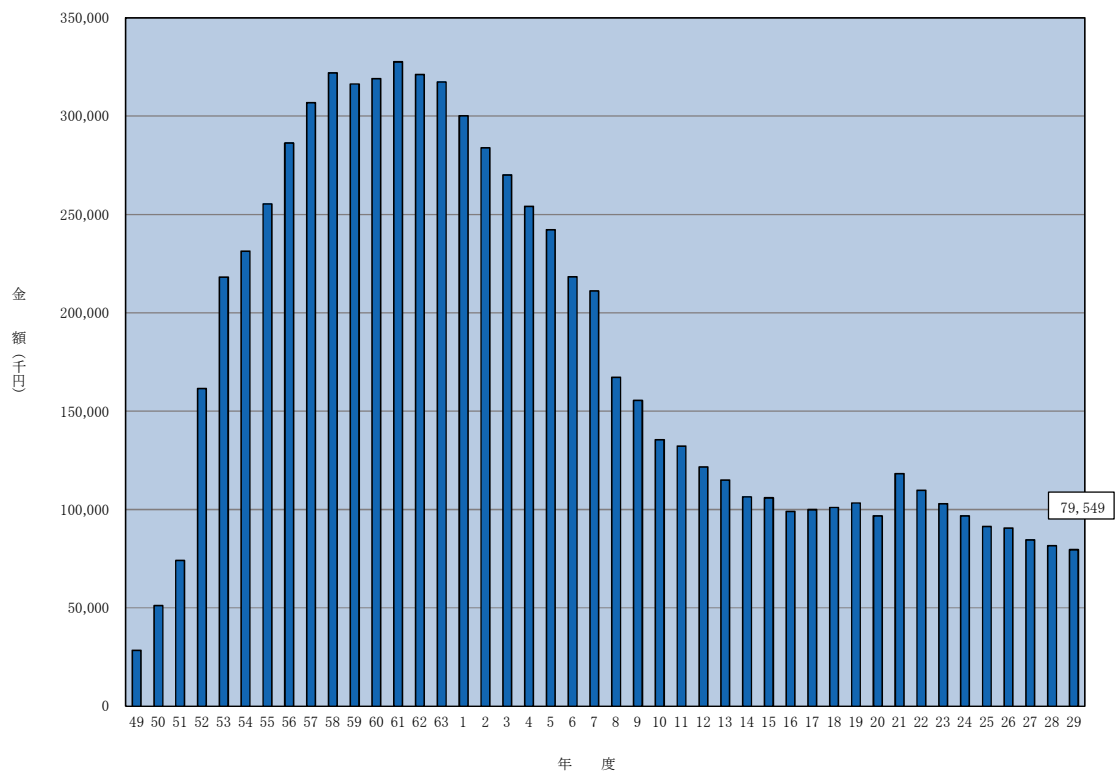


資料_補償8-②

旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移



旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



資料_補償10-①

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）

（単位：千円、％）

区 分	平成28事業年度		平成29事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	39,354,728	100.0	38,471,638	100.0	97.8
療養の給付及び療養費	13,380,441	34.0	12,927,277	33.6	96.6
障害補償費	19,584,697	49.8	19,321,184	50.2	98.7
遺族補償費	1,699,452	4.3	1,662,857	4.3	97.8
遺族補償一時金	754,900	1.9	788,239	2.0	104.4
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	3,794,381	9.6	3,630,835	9.4	95.7
葬祭料	140,857	0.4	141,246	0.4	100.3
公害保健福祉事業費	81,547		79,549		97.5
納付対象総事業費	(108,755)	100.0	(106,093)	100.0	97.6
リハビリテーション事業費	(12,156)	11.2	(12,155)	11.5	100.0
転地療養事業費	(19,123)	17.6	(16,364)	15.4	85.6
療養用具支給事業費	(64)	0.1	(0)	0.0	0.0
家庭療養指導事業費	(36,630)	33.7	(38,340)	36.1	104.7
インフルエンザ予防接種費用助成事業	(40,781)	37.5	(39,234)	37.0	96.2
計	39,436,275		38,551,187		—

（注） 1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているため、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）

(単位：千円、%)

区 分	平成28事業年度		平成29事業年度		対前年度 比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	56,416	100.0	49,168	100.0	87.2
療養の給付及び療養費	5,234	9.3	5,474	11.1	104.6
障害補償費	38,639	68.5	38,569	78.4	99.8
遺族補償費	199	0.4	0	0.0	0.0
遺族補償一時金	6,368	11.3	0	0.0	—
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	5,344	9.5	5,125	10.4	95.9
葬祭料	632	1.1	0	0.0	0.0
公害保健福祉事業費	3,408		2,984		87.6
納付対象総事業費	(4,547)	100.0	(3,982)	100.0	87.6
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
療養用具支給事業費	(824)	18.1	(266)	6.7	32.3
家庭療養指導事業費	(3,723)	81.9	(3,716)	93.3	99.8
計	59,824		52,152		—

(注) 1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

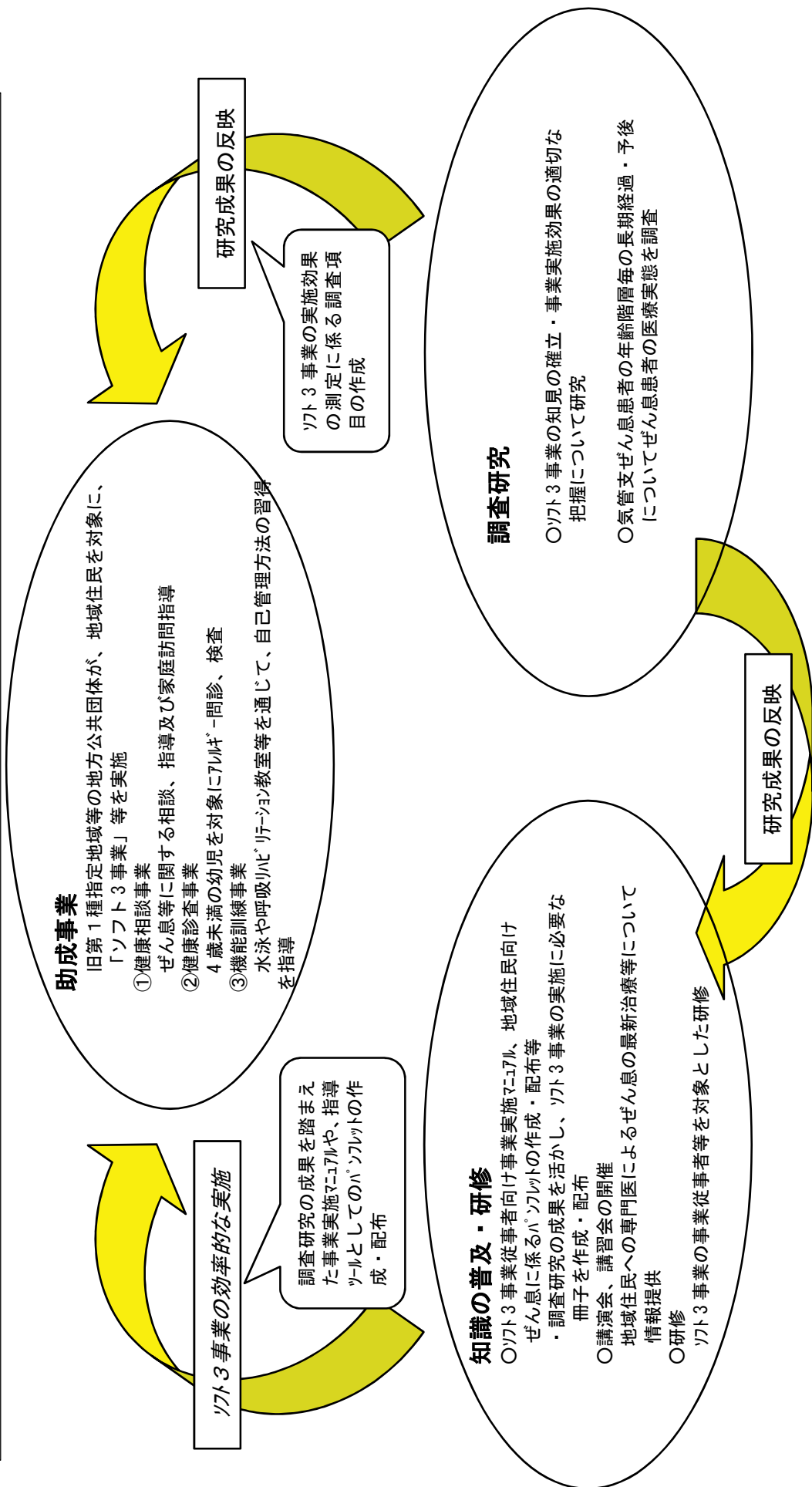
2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

公害健康被害予防事業の概要

◎S62の公健法の改正により、第1種指定地域の指定を解除（新たな患者認定を行わないこと）し、個人に
対する補償から、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な施策を推進

◎事業実施に必要な費用は、大気汚染の原因となる物質を排除する施設を設置する事業者等の拠出金及び国の出
資金により機構に造成した基金の運用益を充当



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成 29 年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘柄	購入額	表面利率
埼玉県第 7 回 30 年公募社債	300	0.959%
第 10 回川崎市 30 年公募公債	300	0.964%
地方債計	600	
株式会社日本政策投資銀行第 50 回無担保社債	2,000	0.008%
第 136 回都市再生機構債券	300	0.944%
第 181 回日本高速道路保有・債務返済機構債	300	0.895%
株式会社日本政策投資銀行第 83 回無担保社債	400	0.998%
第 107 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700	0.994%
第 26 回東京都住宅供給公社債	400	0.697%
第 138 回都市再生債	200	0.944%
財投機関債計	4,300	
東京地下鉄株式会社第 24 回	100	1.035%
東日本高速道路(株)第 44 回社債	400	0.090%
三菱 UFJ リース(株)第 51 回無担保社債	300	0.180%
日本生命 2017 基金特定目的会社第 1 回特定社債	300	0.304%
明治安田生命 2017 基金特定目的会社第 1 回特定社債	300	0.350%
東北電力株式会社第 497 回社債 (一般担保付)	600	0.807%
三菱地所株式会社第 123 回無担保社債	200	0.703%
京王電鉄株式会社第 37 回無担保社債	200	0.761%
西日本高速道路株式会社第 37 回社債	800	0.090%
三菱 UFJ リース債	700	0.130%
九州電力株式会社第 456 回社債 (一般担保付)	400	0.841%
新関西国際空港(株)第 19 回社債 (一般担保付)	100	1.065%
社債計	4,400	
合計	9,300	

2. 債券別運用状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円、%)

	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	9,470	21.3	167	1.76
地方債	3,012	6.8	46	1.52
政府関係機関債	24,514	55.0	282	1.15
社債	7,543	16.9	67	0.88
合計	44,540	100.0	562	1.26

意見交換を実施した団体

本中期目標期間中これまでに、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体、及びぜん息・COPD の予防や健康回復に資する活動に取り組むNPO法人等、次表の団体と意見交換を行っている。

団体名	開催日
全国公害患者の会連合会	
公益財団法人 公害地域再生センター	
公益財団法人 水島地域環境再生財団	
NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	平成 27 年 3 月 2 日
認定 NPO 法人 日本アレルギー友の会	平成 28 年 3 月 4 日
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)	平成 29 年 2 月 24 日
NPO 法人 相模原アレルギーの会	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター	

平成 29 年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3分野9課題について実施</p> <p>分野Ⅰ 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究</p> <p>1. 乳幼児期のぜん息ハイリスク群のスクリーニングとフォローアップ指導の確立</p> <p>2. 環境因子による増悪予防のための健康管理手法</p> <p>分野Ⅱ ぜん息・COPD患者の患者教育及びアドヒアランスの向上に関する調査研究</p> <p>1. ぜん息・COPD 患者のアドヒアランスの向上(小児・成人ぜん息分野)</p> <p>2. ぜん息・COPD 患者のアドヒアランスの向上(COPD 分野)</p> <p>3. ぜん息・COPD 患者に対する患者教育の実践(小児・成人ぜん息分野)</p>	<p>「乳幼児期にぜん息のハイリスク群を鑑別するための肺音解析を用いた客観的評価法の検討」(東海大学 望月 博之)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児(3歳以下)におけるぜん息のハイリスク児の選択法を確立させ、有意義な早期介入法・フォローアップ指導法を作成する。 <p>「環境因子による増悪予防のための健康管理手法」(昭和大学 相良 博典)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息増悪と光化学オキシダントの関連性を評価し、有効な対策方法を策定する。 <p>「小児ぜん息患者のアドヒアランス向上のための個別化プログラム開発と学校との連携による支援体制構築に関する調査研究」(国立病院機構三重病院 藤澤 隆夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児ぜん息患者のアドヒアランスを向上させる個別化プログラムを開発し、学校と連携した支援体制モデルを確立する。 <p>「COPD 患者のアドヒアランス向上を目指した医療・教育・行政機関連携による新たな双方向支援システムの構築」(長崎大学 神津 玲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COPD 患者に向けた情報提供と支援システムの構築を行い、その有用性を検証する。 <p>3-①「アレルギー専門メディカルスタッフのスキルアップのための教育研修プログラムの開発とその検証に関する研究」(東京都立小児総合医療センター 赤澤 昇)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー専門メディカルスタッフのスキルアップを支援する教材の作成とその評価、及び患者教育に使用する教材の作成とその評価を行う。

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>4. ぜん息・COPD 患者に対する患者教育の実践(COPD 分野)</p> <p>分野Ⅲ 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究</p> <p>1. 気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因</p>	<p>3-②「就学期の喘息患者の予後悪化因子対策モデルの構築」(国立病院機構福岡病院 小田嶋 博)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学期のぜん息患者の予後を改善するため、悪化因子や無自覚患者の抽出方法を検討するほか、教育ツールを作成し、多地域で患者教育を実施できるようにする。 <p>「ぜん息・COPD 患者に対する患者教育の実践」(結核予防会複十字病院 千住 秀明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高いスキルを有した人材を活用し、保健所や患者団体等において患者教育介入を実践し、その有用性を評価・検証する。 <p>1-①「気管支ぜん息の動向等に関する調査研究」(国立病院機構相模原病院 谷口 正実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人ぜん息の発症因子の同定と重症ぜん息患者の長期予後、加えて ICS 普及後の小児ぜん息患者の長期経過と予後を明らかにする。 <p>1-②「バイオマーカーを含めたぜん息増悪因子の同定と層別化指導指針の策定-多施設ぜん息コホートの検討から-」(帝京大学 長瀬 洋之)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息の増悪寄与因子を同定するとともに、難治性喘息との関連が報告された 2 分子について増悪予測因子に成りえるかを検証する。

平成 29 年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に関する調査研究 以下の 1 研究について実施</p> <p>1. 粒子状汚染物質の低減を目指した大気汚染浄化植樹事業の新たな展開に係る調査研究</p>	<p>大気浄化植樹事業のあり方を見直しを図るとともに植物による汚染粒子状物質の捕捉効果や、樹種による差を比較する。</p>

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 調査研究評価項目

事前評価：調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価：各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する中間評価。

事後評価：調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

注)各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

(A:大変優れている(5点)、B:優れている(4点)、C:普通(3点)、D:やや劣っている(2点)、E:劣っている(1点))

評価軸		事前評価	年度評価	事後評価	
個別の評価軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○	
	研究成果目標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	○		○	
	社会・経済に対する貢献度	○		○	
総合評価		○	○	○	

2. 環境保健分野

(1)平成 29 年度環境保健調査研究の事後評価(中間評価)

1 乳幼児期にぜん息のハイリスク群を鑑別するための肺音解析を用いた客観的評価法の検討

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	3人	2人		1人		4.2

2 環境因子による増悪予防のための健康管理手法

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		2人	3人	1人		3.2

3 小児ぜん息患者のアドヒアランス向上のための個別化プログラム開発と学校支援体制構築に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	3人	3人				4.5

4 COPD 患者のアドヒアランス向上を目指した医療・教育・行政機関連携による新たな双方向支援システムの構築

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		5人	1人			3.8

5 アレルギー専門メディカルスタッフのスキルアップのための教育研修プログラムの開発とその検証に関する研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		5人	1人			3.8

6 就学期の喘息患者の予後悪化因子対策モデルの構築

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		3人	3人			3.5

7 ぜん息・COPD 患者に対する患者教育の実践

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		3人	3人			3.5

8 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人	5人				4.2

9 バイオマーカーを含めたぜん息増悪因子の同定と層別化指導指針の策定-多施設ぜん息コホートの検討から-

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	4人	2人				4.7

3. 環境改善分野

(1)平成 29 年度環境改善調査研究の事後評価(中間評価)

1 粒子状汚染物質の低減を目指した大気浄化植樹事業の新たな展開に係る調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人		4人			3.4

平成 29 年度 知識の普及事業実施状況

1. 市民公開講座等

○第 34 回日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会 教育セミナー

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 29 年 7 月 22 日(土)	【滋賀】ピアザ淡海	130 人	55 人	42.3%	49 人	89.1%

○アレルギーの日関連行事（講演会）

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 30 年 2 月 18 日(日)	【東京】一ツ橋ホール	239 人	162 人	67.8%	146 人	90.1%

2. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 29 年 9 月 29 日(金)	【三重会場】三重県総合 文化センター	145 人	128 人	88.3%	128 人	100%
平成 29 年 12 月 8 日(金)	【静岡会場】グランシップ 会議ホール・風	270 人	246 人	91.1	242 人	98.4%
平成 29 年 12 月 22 日(金)	【千葉会場】京葉銀行文 化プラザ音楽ホール	212 人	203 人	95.8%	203 人	100%
計		627 人	577 人	92.0%	573 人	99.3%

3. ぜん息・COPD 電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日 月～土(祝日・日除く)	10 時～17 時	専門医又は看護師	1,218 件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
1,218 人	991 人	81.4%	973 人	98.2%

4. ぜん息児水泳記録会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 29 年 10 月 1 日(日)	大阪プール	77 人	67 人	87.0%	67 人	100%
平成 29 年 10 月 14 日(土)	東京辰巳国際水泳場	196 人	183 人	93.4%	177 人	96.7%
計		273 人	250 人	91.6%	244 人	97.6%

平成 29 年度 研修事業実施状況

コース名	実施場所	実施時期	受講者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業研修	東京	平成 29 年 6 月 7 日 ～6 月 9 日	33 人	31 人	93.9%	31 人	100.0%
保健指導研修	兵庫	平成 29 年 9 月 6 日 ～9 月 8 日	54 人	41 人	75.9%	41 人	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	福岡	平成 29 年 11 月 7 日 ～11 月 8 日	100 人	99 人	99.0%	99 人	100.0%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	大阪	平成 29 年 11 月 30 日 ～12 月 1 日	56 人	56 人	100.0%	56 人	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修	東京	平成 29 年 7 月 21 日～ 平成 30 年 1 月 19 日	15 人	15 人	100.0%	15 人	100.0%
ぜん息患者教育指導者養成研修	東京他	平成 29 年 8 月 26 日 ～平成 30 年 2 月 4 日	16 人	15 人	93.8%	15 人	100.0%
環境改善研修	東京	平成 29 年 12 月 14 日 ～12 月 15 日	59 人	57 人	96.6%	55 人	96.5%
計			333 人	314 人	94.3%	312 人	99.4%

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

コース名	実施場所	実施時期	対象者数	追跡アンケート調査の結果			
				評価者回答数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業研修	東京	平成 29 年 6 月 7 日 ～6 月 9 日	27 人	27 人	100.0%	27 人	100.0%
保健指導研修	兵庫	平成 29 年 9 月 6 日 ～9 月 8 日	45 人	44 人	97.8%	43 人	97.7%
計			72 人	71 人	98.6%	70 人	98.6%

平成 29 年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施地方 公共団体 数	実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	44	参加人数(人)	32,146	106,423
				家庭訪問指導(人)	445	
				ピークフローメーター(個)	21	
				ネブライザー(台)	110	
	健康診査事業	24	スクリーニング参加人数(人)	83,279	110,051	
			機能訓練事業	34	参加人数(人)	22,588
	ピークフローメーター(個)	821				
	小 計			参加人数(人)	138,013	359,778
	附帯事業					31,318
	医療機器等整備 (助成)事業		5	施設数	7	5,771
小 計					396,867	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業		3	事業数	3	10,331
	大気浄化植樹 (助成)事業		3	植樹面積(m ²)	516.4	1,774
	小 計					12,105
事務連絡等経費					833	
合 計					409,805	

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金 2 億円も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD
電話相談事業など機構自らが実施する事業

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一様式による調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族のQOLの変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。

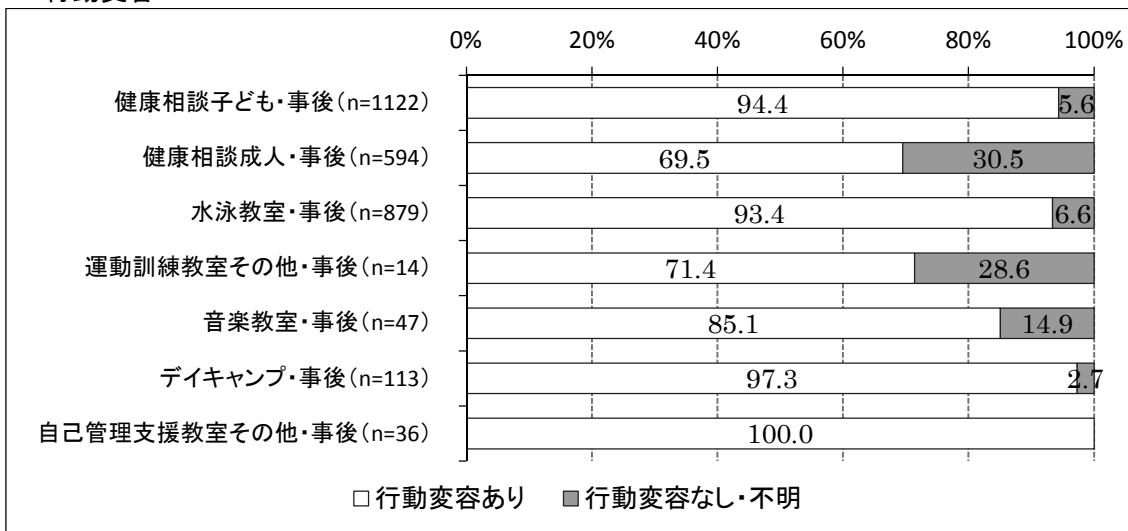
また、事業メニューの見直し等を踏まえたソフト3事業事例集の改訂版の発行や好事例を有する地方公共団体による事例発表を行うことで事業計画の参考となる情報提供を行うとともに、ソフト3事業を取り巻く環境の変化や地域ニーズに即した事業のあり方を検討するため各種調査・分析を行った。

		21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～	
事業 評価	効果の測定把握	事業効果の測定・把握調査 (機器が主力、集約)		別紙「効果測定事業 メニュー」の取組				
			システムを活用した調査の実施 (地方公共団体から入力集約)					
		ソフト3事業の全体概観			全体概観-個別概観			
効果 向上	評価手法の検討	定量的な評価手法の検討 (評価指標の設定)	個別事業の評価手法の検討				評価票の内容の見直し	
	事業対象者の把握	事業実施方法・事業内容の 整理(実施状況アンケート)		事業実施状況の 把握				
	ゲートプラティスの抽出・届知	事業企画・運営の参考となる 情報提供(事例集の製作・届出)			企画立案の支援(事例集の発送・配布)			
	集約システムの開発・提供	事業効果測定把握用 システムの開発提供	システムの活用(機器、地方公共団体)					
	その他		調査結果の活用促進、事業の普及啓発等の対応					
検査		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)	(1回開催)	(3回開催予定)	

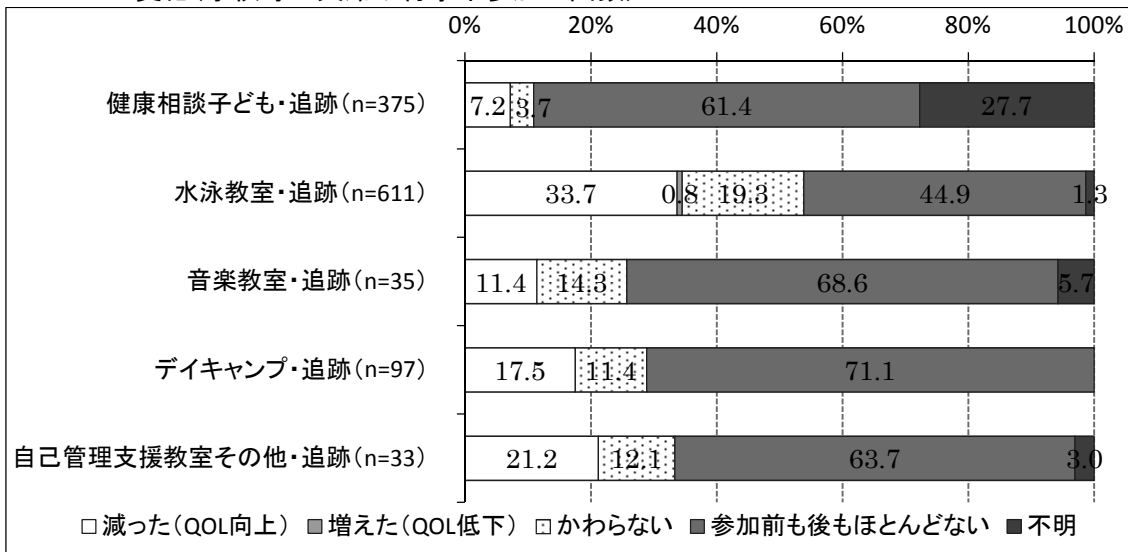
ソフト3事業全体の効果の向上

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 —抜粋—
 (平成29年度本格調査結果 —中間報告—)
 (平成29年4月1日～平成30年3月末までの回収データを集計)

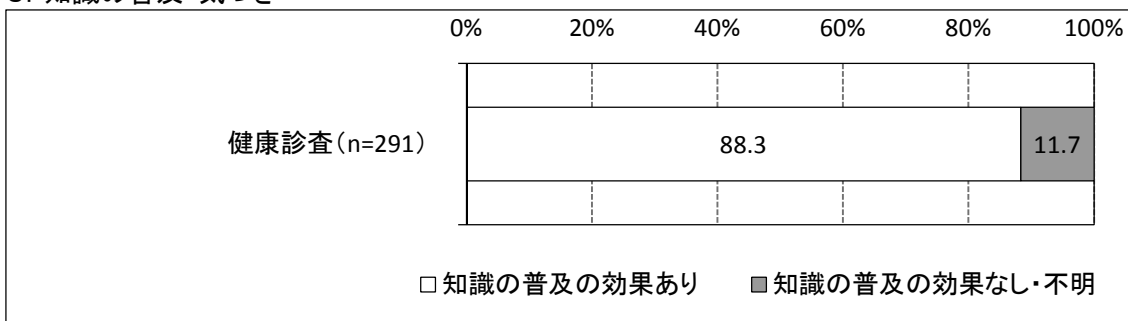
1. 行動変容



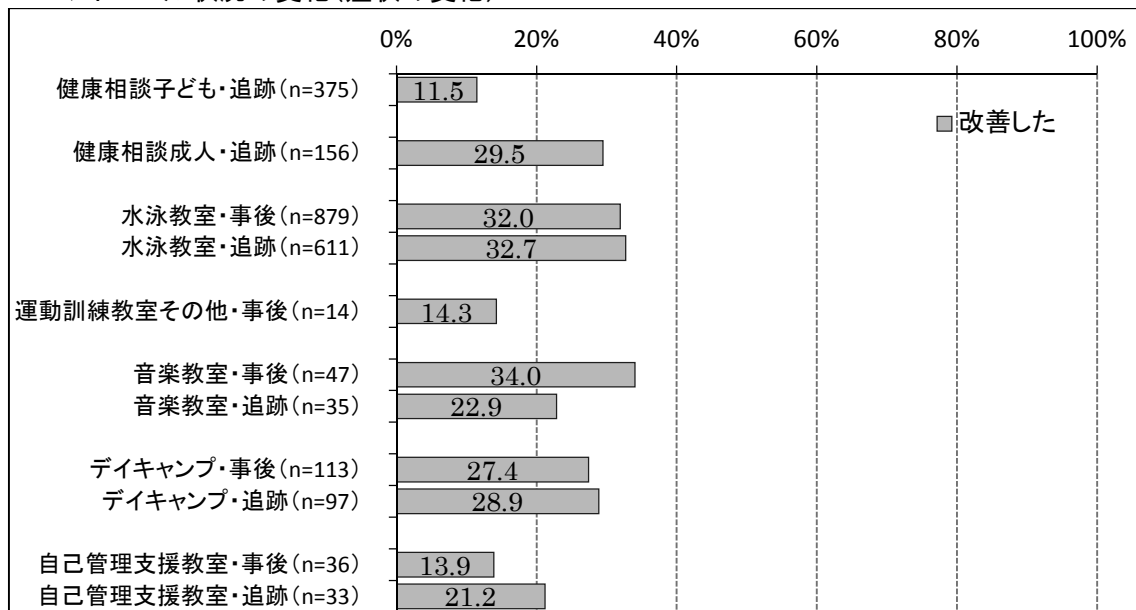
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



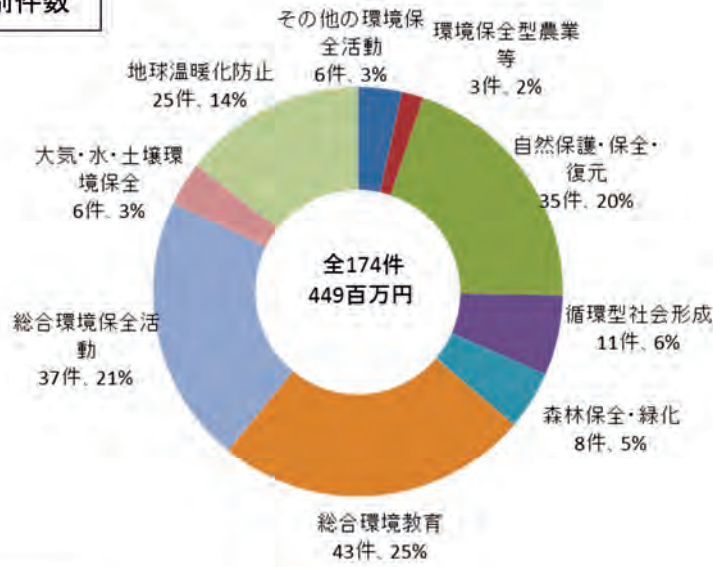
4. コントロール状況の変化(症状の変化)



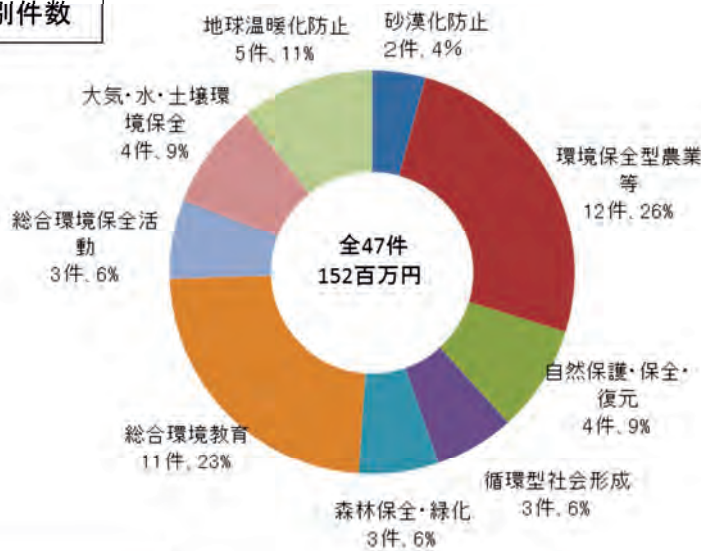
※運動訓練教室その他・追跡は回収データなし

平成 29 年度助成金分野別件数内訳

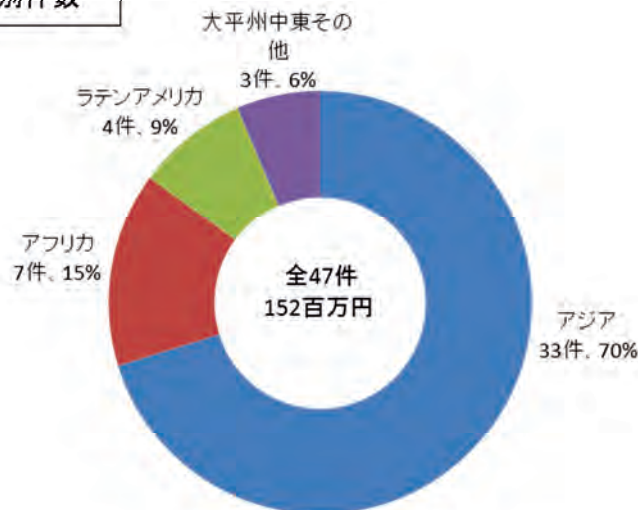
国内分野別件数



海外分野別件数



海外案件地域別件数



○平成29年度助成金重点分野内訳

重点分野の項目	活動数
地球温暖化防止	34
生物多様性保全	81
自然保護・保全・復元	52
森林保全・緑化	12
砂漠化防止	2
環境保全型農業	15
循環型社会形成	14
有害物質の被害防止	6
復興支援	11
パートナーシップに基づく活動	5
環境・経済・社会の持続可能性	68
SDGs	6
経済社会	5
ESD、総合環境教育	57
東京2020大会	2
G7	0
合計	221

交付決定した225件中221件 98.22%

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	703
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	578
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度		件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度		件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
		件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	457
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
	件数	30	6	143	179	
	金額	103	17	394	514	
H24年度	一般助成	件数	26	8	94	128
		金額	96	25	297	418
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	16	5	62	83
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	8	0	91	99
	件数	34	10	145	189	
	金額	120	30	450	599	
H25年度	一般助成	件数	27	9	106	142
		金額	109	29	338	476
	入門助成	件数	2	2	31	35
		金額	5	5	55	65
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	37	37
小計	件数	29	11	149	189	
	金額	114	34	430	577	
H26年度	一般助成	件数	27	11	106	144
		金額	100	34	343	479
	入門助成	件数	3	0	29	32
		金額	4	0	47	52
	特別助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	28	28
	復興支援助成	件数	0	0	9	9
		金額	0	0	20	20
	プラットフォーム助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
フロントランナー助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	14	14	
小計	件数	30	11	156	197	
	金額	105	34	464	604	
H27年度	一般助成	件数	29	6	122	157
		金額	100	20	370	491
	入門助成	件数	1	0	24	25
		金額	1	0	36	36
	復興支援助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	25	25
	プラットフォーム助成	件数	1	0	2	3
		金額	3	0	8	12
	フロントランナー助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	23	23
つり環境ビジョン助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	8	8	
小計	件数	31	6	169	206	
	金額	104	20	473	598	

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H28年度	一般助成	件数	32	8	116	156
		金額	110	24	336	471
	入門助成	件数	1	1	34	36
		金額	1	1	49	52
	特別助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	11	11
	復興支援助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	10	14
	フロントランナー助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	29	29
	つり環境ビジョン助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	8	8
小計	件数	34	9	177	220	
	金額	116	26	476	618	
H29年度	はじめる助成	件数	2	0	18	20
		金額	5	0	26	31
	つづける助成	件数	3	1	21	25
		金額	5	1	34	41
	ひろげる助成	件数	30	10	109	149
		金額	105	29	306	441
	フロントランナー助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム助成	件数	1	0	2	3
		金額	3	0	10	14
	復興支援助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	25	25
	特別助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	8	8
LOVE BLUE助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	9	9	
小計	件数	36	11	174	221	
	金額	120	31	449	601	
H30年度	はじめる助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	13	14
	つづける助成	件数	4	1	29	34
		金額	9	2	55	67
	ひろげる助成	件数	28	14	91	133
		金額	113	46	289	448
	フロントランナー助成	件数	1	0	5	6
		金額	6	0	34	41
	プラットフォーム助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	16	16
	復興支援助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	24	24
	特別助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	7	7
LOVE BLUE助成	件数	0	0	12	12	
	金額	0	0	14	14	
小計	件数	33	15	160	208	
	金額	129	47	452	629	
計	件数	556	126	2,202	2,884	
	金額	2,124	386	6,468	8,977	

※ 平成16～29年度は確定値、平成30年度は内定値である。端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

イ案件：国内の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：国内の団体による国内の環境保全のための活動

平成 30 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第 5 次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015 年（平成 27 年）パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016 年（平成 28 年）に発効し、取組が始まっています。

我が国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減するという中期目標を掲げ、また、長期的な目標として、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援してまいります。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第 10 回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。生物多様性国家戦略に示された 4 つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援してまいります。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、各主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、2 R(Reduce、Reuse)の推進、アジア各国における廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の促進のための活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めてまいります。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する 2020 年目標（WSSD2020 年目標）達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めてまいります。

⑤ 東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

震災・原発事故等により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤となる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、地域の再生、自立と復興に向けた震災に関連する環境保全活動について支援していきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において 目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015年（平成27年）9月の国連総会において、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）が採択されました。また、2014年（平成26年）11月の持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）の10年に関するユネスコ世界会議においてESDの10年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム（Global Action Program : GAP）が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けた活動を支援していきます。

③ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

2020年（平成32年）の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の視点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

④ 国際的な視点を持つ活動への支援

2015年（平成27年）9月の国連総会において採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）や先述のパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

<平成28年度事後評価（書面評価）実施結果>

書面評価を行った46件の結果一覧
 (点数は10点満点)

点数	活動件数
10	2
9	2
8	16
7	14
6	8
5	3
3	1

平均：7.2点

<平成28年度事後評価（実地評価）実施状況>

区分	活動名	活動分野	調査日	結果
ハ	協働による「生物多様性とくしま戦略」の推進	自然保護・保全・復元	H28.10.7	A
ハ	「連携で共創する地域循環圏めざして～個別リサイクル法見直しに向けたマルチステークホルダー会議」の開催	循環型社会形成	H28.10.21	C
ハ	アジアの化学物質管理に関する国際市民セミナーの開催と化学物質管理に関する政策提言活動	総合環境保全活動	H28.10.18	C
ハ	青少年によるエコタウン事業実践のための環境プログラムの開発	総合環境教育	H28.11.16	C
ハ	サンゴ環境保護～育成と植え付けによる啓蒙活動～	自然保護・保全・復元	H28.10.20	C

<参考> イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

書面評価を行った46件の結果一覧
 (点数は20点満点)

点数	活動件数
19	3
18	3
17	5
16	7
15	3
14	5

点数	活動件数
13	6
12	7
11	2
10	1
9	2
8	2

平均：14.2点

<平成29年度事後評価（実地評価）実施状況>

(平成30年8月頃に公表)

区分	活動名	活動分野	調査日	実施地
ロ	ベトナムカント市における青少年向け環境保護活動普及のためのトレーナー養成プログラム	総合環境教育	H29.10.8 ～ H29.10.10	ベトナム
ハ	大阪産ニッポンバラタナゴ個体群を保全するための自然再生活動	自然保護・保全・復元	H29.10.27	大阪府
ハ	廃食油の資源化活動を通じて、三陸の復興および豊かで持続可能性のある地域社会をめざすプロジェクト	復興支援	H29.10.27	岩手県
イ	モンゴル国フブスゴル地域における環境教育を伴うエコツーリズムの確立	総合環境保全活動	H29.10.20	兵庫県
ハ	アジア・アフリカとつながる四国SDGsネットワーク(SSN)構築プロジェクト	総合環境保全活動	H29.10.18	愛媛県
ロ	フィリピン・ルソン島山岳地方マウンテン州における教育職員を対象とした環境教育指導者養成事業	総合環境教育	H29.11.7 ～ H29.11.11	フィリピン

- <参考>
- イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 - ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 - ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

助成事業に関するフォローアップ調査について(平成 29 年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間継続して助成を受けた団体に対し実施した。調査団体数及び回収率は以下の通りであった。(表 1)

表 1 調査団体数 及び 回収団体数

調査団体数	回収団体数	回収率
44	44	100%

II 助成を受けて行った活動について

1) 活動の継続実施の有無

「助成活動は、継続して実施していますか」という質問に対し、「継続している」と回答した団体は 44 団体中 37 団体(84.1%)であった。(表 2) 継続している団体の割合は、直近 3 年間と同水準であった。

表 2 活動の継続実施の有無

区 分	対象団体数 44 件	
	件 数	構成比
a. 継続している	37	84.1%
b. 継続していない	7	15.9%

「継続していない」と回答した 7 団体の理由は以下の通りであった。

「活動の目的を達成した。」	3 件
「資金不足のため実施できなかった。」	2 件
「団体の活動を休止または団体を解散した。」	1 件
「その他(現地主導で一部継続している)」	1 件

「活動の目的を達成した。」は良いことであるが、「資金不足のため実施できなかった。」と回答した 2 団体については、継続する意思と人材があったと思われるため残念な結果である。

2) 活動の継続実施の規模について

活動を継続している 37 団体を対象に、「活動の規模は、どのように変化しましたか」という質問に対し、回答は以下の通りであった。(表3)

表3 活動の継続実施の規模

回答項目	対象団体数 37 件	
	件数	構成比
a. 縮小した	8	21.6%
b. 変わらない	16	43.3%
c. 拡大した	13	35.1%

「変わらない」または「拡大した」と回答した団体は 37 件中 29 件あり、78.4%の団体が助成を受けた期間と比べて活動規模が同程度以上と回答した。活動規模が同程度以上と回答した団体の割合は、直近の 3 年間の平均をやや上回った。

また、「拡大した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下の通りであった。(抜粋)

- ・国及び自治体による協議会が設立され取り組みが拡大
- ・形成されたネットワークが機能し、独自の活動を開始している
- ・徳島県認定の生物多様性リーダーが増加し、企画運営に関わっている
- ・自然エネルギーと社会的合意形成は 2016 年度に国際ワークショップを開催
- ・森づくりの次のステップに進むため、新たな支援企業も加え、更に 10 年の継続が決定した。
- ・資源の回収と活用の範囲が拡大した
- ・演劇を活用した環境教育を継続して当団体が指導中。本年度は発表の場をバギオ、マニラ、インドネシアに拡大の予定
- ・1 団体での活動回数の増加(放課後自然体験活動ボランティアなど)
- ・子どものためのリクチュールテキスト「おうちが素敵な宝箱」基本編、実践編の発行
- ・「低炭素化行動促進ネットワーク」にむけ、事例や知見の共有・相互連携を図る場を設けるとともに、エネルギーの使い方、選び方に関する普及啓発活動に取り組んでいる

助成を受けていた活動を拡大するためには、実施体制の明確化とネットワークの活用が重要と考えられる。

一方、「縮小した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下の通りであった。

- ・カンボジアでの稚魚モニタリングのみ現地主導で実施している。
- ・関係省庁や国会議員への政策提言活動のみ継続中
- ・フォローアップ研修として年3から4日実施
- ・東京など各地で開催するフォーラムの印刷物が減った

縮小したと回答した団体が21.6%あり、原因を分析してこの割合を減らすことが課題である。

3)活動の継続実施の規模(人材面)について

活動を継続している37団体を対象に、「活動人数は、どのように変化しましたか」という質問に対し、回答は以下の通りであった。(表4)

活動人数の変化は、助成を受けて行った活動に直接係わる常勤スタッフ、非常勤スタッフとボランティアスタッフの合計人数で見ることにした。

表4 活動の継続実施の規模(人材面)

回答項目	対象団体数 37件	
	件数	構成比
a. 減少した	7	18.9%
b. 変わらない	26	70.3%
c. 増加した	4	10.8%

「変わらない」と回答した団体が26件と最も多く、「増加した」と合わせて約8割の団体が助成終了時の人員を維持または増加していることがわかった。「減少した」と回答した7団体について、スタッフの種類別に人数の変化を調べてみた。

<減少した7団体> ※()内は、助成終了時の常勤と非常勤スタッフの合計人数

- ・団体A(12) 常勤スタッフが4名、非常勤スタッフが6名、ボランティアスタッフが43名減少
- ・団体B(5) 非常勤スタッフが5名減少、ボランティアスタッフは5名在籍
- ・団体C(6) ボランティアスタッフが5名減少、常勤スタッフが1名増加
- ・団体D(10) 非常勤スタッフが8名減少
- ・団体E(2) 会員が100名減少
- ・団体F(4) ボランティアスタッフが4名減少
- ・団体G(7) 常勤スタッフが1名、ボランティアスタッフが68名減少

常勤スタッフと非常勤スタッフの合計人数が軒並み少ない(最大で 12 人)中で、ボランティアスタッフを含む活動人数が減少したことによって、活動そのものに大きな影響を与えたと考えられる。

4) 活動の継続実施の規模(資金面)について

活動を継続している 37 団体を対象に、「資金面ではどのように変化しましたか」という質問に対し、回答は以下の通りであった。(表5)

表5 活動の継続実施の規模(資金面)

回答項目	対象団体数 37 件	
	件数	構成比
a. 減少した	15	40.5%
b. 変わらない	17	46.0%
c. 増加した	5	13.5%

「変わらない」と回答した団体が 17 件(46%)と最も多いが、約 4 割の団体が「減少した」と回答した。過去 3 年間の調査で、「減少した」と回答した団体の割合の平均が 33.7%であることから、例年より高めである。

次に、活動を継続している 37 団体の資金面の変化を、総収入で見ることにした。ただし、「減少した」と回答した 15 団体のうち、4 団体において、資金面の回答が具体的に得られなかったため、33 団体で総収入の増減を調査した。(表6)

表6 総収入の増減

内 訳	対象団体 33 件	
	件数	構成比
①1000 万円以上の減少	1	3.0%
②100 万円以上 1000 万円未満の減少	10	30.3%
③100 万円未満の減少	0	0.0%
④変わらない	17	51.5%
⑤100 万円未満の増加	2	6.1%
⑥100 万円以上 1000 万円未満の増加	1	3.0%
⑦1000 万円以上の増加	2	6.1%

「変わらない」と回答した団体が 17 件で最も多いが、総収入が 100 万円以上減少した団体が 11 件あった。そこで、100 万円以上減少した団体 11 件において、減少が大きかった財源の種類を調査した。

その結果、事業収入の減少が大きかった団体が 5 件、助成金・補助金が 4 件、寄付金が 2 件であった。

このことから、額が多い事業収入と助成金の減少は、総収入の減少に直結しやすく、それによって、助成を受けた活動のための資金が不足し、活動規模の縮小につながったと考えられる。

次に、活動人数と資金の増減が、活動規模の縮小及び拡大にどのような影響を与えているのか調べた。(表7)(表8)

表7 活動規模が縮小した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が縮小した 8 団体				
活動人数	減少	減少	維持	維持	減少
資金	減少	維持	減少	維持	増加
団体数	3	0	3	1	1

活動人数と資金の減少は、活動規模の縮小に大きな影響を与えている。

表8 活動規模が拡大した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が拡大した 13 団体					
活動人数	増加	増加	維持	維持	維持	減少
資金	増加	維持	増加	維持	減少	維持
団体数	1	4	3	2	2	1

活動規模が拡大した団体においても、活動人数と資金の増加が大きな影響を与えている。

団体が助成を受けた活動を継続するために、安定的に人材と資金を確保することが課題である。助成期間中に、人材及び資金面を含めた助成期間後の活動計画を立てることが重要と考えられる。

5) 助成終了後の現在の財源について

活動を継続している 37 団体において、助成活動終了後の現在の主な財源は、以下の通りであった。(表9)

表9 助成終了後の現在の主な財源について(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 37 件	
	件 数	対象団体数 に対する率
a. 国の補助金	5	13.5%
b. 地球環境基金	11	29.7%
c. 民間財団等の助成金	12	32.4%
d. 支援金(寄付金含む)	14	37.8%
e. 会費	19	51.4%
f. 参加費	10	27.0%
g. その他	18	48.6%

また、「その他」と回答した団体から、以下の通り具体的な回答が得られた。

- ・自主事業収入 6 件
- ・受託事業収入 5 件
- ・県の補助金 2 件
- ・持ち株の配当収入 1 件

複数回答ができるため「会費」と回答した件数が最も多いが、地球環境基金を含めた助成金、支援金と事業収入を主な財源とする団体が多かった。

6) 助成活動の波及効果について

活動を継続している 37 団体において、助成活動の波及効果については、次ページの通りであった。(表 10)

表10 助成活動の波及効果について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 37件	
	件数	対象団体数に対する率
a. 助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった。	9	24.3%
b. 助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された。	4	10.8%
c. 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。	23	62.2%
d. 他団体等のネットワークが構築された。	23	62.2%
e. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた。	10	27.0%
f. 法令や条例等の制定や改正に貢献した。	6	16.2%
g. 地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した。	13	35.1%
h. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した。	9	24.3%
i. 活動への参加者が増えた。もしくはパンフレット等配布物の配布数が増えた。	17	45.9%
j. メディアに掲載された。	16	43.2%
k. 表彰を受けた。	7	18.9%
l. その他	10	27.0%
m. 特になし	0	0.0%

また、「その他」と回答した団体から、以下の通り具体的な回答が得られた。

(複数回答可)

- ・地域内教育・福祉関連機関との連携体制が整いつつある
- ・カウンターパートが活動継続に向けた行動を開始、得られた標本での学位研究を開始等
- ・開発したプログラム・ツールが他の団体、個人に活用され続けている
- ・障がい者団体からのプログラム受託ができるようになった
- ・講演に呼ばれる回数が増えた
- ・(市民などの)環境保全に関する理解が深まった
- ・行政の政策に提言をしている状態
- ・新たな診断ツールを作成する動きが出てきている

助成活動の波及効果について、最も多い回答は「他団体等のネットワークが構築された。」と「他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。」(共に 23 件、62.1%)であった。前回の調査でも、この2つの回答が多かった。

「メディアに掲載された。」と回答した団体から、以下の通り具体的な回答が得られた。
(複数回答可)

・新聞	6 件
・地方紙	7 件
・国内テレビ放送	4 件
・専門誌	2 件
・その他	4 件

また、「表彰を受けた。」と回答した団体から、以下の通り具体的な回答が得られた。
(複数回答可)

- ・第 1 回グリーンレジリエンス大賞優秀賞
- ・京都環境賞特別賞
- ・京都オムロン地域協力基金表彰
- ・あしたの日本を創る協会「あしたのまち・くらし」活動賞
- ・平成 28 年度全国大学生環境活動コンテスト(第 3 位)

Ⅲ 団体の活動全般について

1) 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて、調査票を回収したすべての団体(44 団体)から次ページの通り回答が得られた。(表 11)

表11 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 44 件	
	件 数	対象団体数 に対する率
a. 活動内容の周知方法の確立や拡大	22	50.0%
b. 人材の育成や確保	35	79.5%
c. 活動の継続実施(実績を積むこと)	22	50.0%
d. 活動資金調達のための組織体制	27	61.4%
e. 地域・企業の連携や協力体制の確立	27	61.4%
f. 活動資金の安定化	37	84.1%
g. 会員増加	16	36.4%
h. 事務局組織の運営・強化	27	61.4%
i. その他	2	0.0%
j. 特になし	0	0.0%

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて、「活動資金の安定化」(37件、84.1%)と「人材の育成や確保」(35件、79.5%)を挙げる団体が特に多く、例年通りであった。

組織の拡充に「人材の育成や確保」と「活動資金の安定化」が重要であるとする団体の多いことがわかる。

2) 団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について

団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について、44団体から回答が得られ、以下の通りであった。(表12) 本調査は昨年度より実施しているものである。

表12 団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について
(複数回答可)

区 分	合計	中央値	平均値	最大値
他の NPO、市民団体等	676	5	15	100
行政	264	3	6	60
企業	314	2	7	50
保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	100	0	2	25
大学	202	1	5	100
その他	7	0	0	3

また、「その他」と回答した団体から、以下の通り具体的な回答が得られた。

- ・東京 2020 大会組織委員会
- ・環境活動等中間支援組織
- ・研究機関
- ・漁業協同組合

情報交換している団体数が最も多い団体のタイプは、「他の NPO、市民団体等」であるが、並行して行政や企業・学校などと情報交換をしている団体が大半であった。「情報交換」から「連携」へと発展して、活動の質と量を高めている または、高めようとしている団体が多いと考えられる。

3) 地球環境基金に対する要望について

地球環境基金に対する要望については、調査票を回収したすべての団体(44 団体)から回答が得られた。回答結果は次ページの通りである。(表13)

表13 地球環境基金に対する要望について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 44 件	
	件数	対象団体数 に対する率
a. 事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)	26	59.1%
b. 事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)	30	68.2%
c. 概算払いを認めてほしい。	17	38.6%
d. 同様の活動をしている他団体を紹介してほしい。	5	11.4%
e. 連携できそうな企業を紹介してほしい。	24	54.5%
f. 有給の役職員の人件費も認めてほしい。	26	59.1%
g. 会計をチェックする人を派遣してほしい。	3	6.8%
h. その他	7	15.9%
i. 特になし	1	2.3%

また、「その他」と回答した団体から以下の通り具体的な回答が得られた。

- ・情報交換の場(助成金活用団体のコミュニティなど)
 - ・情報発信の観点から外に開かれた報告の機会
 - ・小口助成であっても、助成の継続
 - ・実績報告書と交付申請書の様式の連動
 - ・申請書類の Mac 対応
 - ・支払申請に使える Mac のソフト
 - ・交付要望書の申請期間の拡大
- ・最も多い回答は、「事務作業を簡潔にしてほしい(会計書類)」で、前回も最も多かった。
 - ・「事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)」が、2番目に多い回答であることから、地球環境基金に対する事務作業が全般的に団体の負担になっており、その軽減を望む団体が例年通り多い。
 - ・前回の調査で2番目に多かった「有給の役職員の人件費も認めてほしい」は、今回も2番目に多い回答であった。
 - ・「連携できそうな企業を紹介してほしい。」は、前回と同様に比較的多い要望である。

まとめ

- ・78.4%の団体において、活動規模が助成を受けた期間と比べて同程度以上である。
- ・活動人数と資金の減少が、活動規模の縮小に大きな影響を与えている。
- ・助成活動の波及効果として、「他団体等のネットワークが構築された。」と「他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。」が例年通り多い。
- ・組織の拡充に「人材の育成や確保」と「活動資金の安定化」が重要と考える団体が多い。
- ・団体は様々なタイプの団体と情報交換をして、活動を推進している。
- ・事務作業の軽減を望む団体が例年通り多い。

課題として、団体が助成を受けた活動を継続するために、安定的に人材と資金を確保することが挙げられる。助成期間中に、人材及び資金面を含めた助成期間後の活動計画を立てることが重要と考えられる。

<平成29年度研修・講座実施状況>

研修・講座名	開催地	開催日等	参加者数	有意義回答率
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握				
地球環境基金活動報告会	東京都江東区	平成29年12月7日～9日	100	83.0%
地域の環境NGO・NPO活動の推進				
スタッフ向け 環境NGO・NPO 能力強化研修	北海道・東北	【東川会場】 オープンセミナー：平成29年5月14日 研修①：平成29年6月19日 研修②：平成29年6月20日 研修③：平成29年9月4日 研修④：平成29年9月5日	12	96.0%
		【札幌会場】 オープンセミナー：平成29年5月13日 研修①：平成29年6月21日 研修②：平成29年6月22日 研修③：平成29年9月6日 研修④：平成29年9月7日	12	
	関東・甲越	【東京会場】 研修①：平成29年5月30日 研修②：平成29年5月31日 研修③：平成29年6月27日 研修④：平成29年7月25日 研修⑤：平成29年9月19日	18	100.0%
		【神奈川会場】 研修①：平成29年7月6日 研修②：平成29年7月7日 研修③：平成29年8月24日 研修④：平成29年9月21日 研修⑤：平成29年10月26日	14	
	中部・北陸	【富山会場】 研修①：平成29年7月15日 研修②：平成29年7月16日 研修③：平成29年8月19日 研修④：平成29年9月23日 研修⑤：平成29年10月28日	12	94.1%
		【愛知会場】 研修①：平成29年6月14日 研修②：平成29年6月15日 研修③：平成29年7月5日 研修④：平成29年8月23日 研修⑤：平成29年9月27日	17	
	近畿	【京都会場】 研修①：平成29年8月26日 研修②：平成29年9月9日 研修③：平成29年9月16日 研修④：平成29年10月8日 研修⑤：平成29年10月21日	11	100.0%
		【大阪会場】 研修①：平成29年5月15日 研修②：平成29年5月16日 研修③：平成29年6月15日 研修④：平成29年7月14日 研修⑤：平成29年7月25日	14	
	中国・四国・九州・沖縄	【岡山会場】 研修①：平成29年7月4日 研修②：平成29年7月5日 研修③：平成29年8月9日 研修④：平成29年9月26日 研修⑤：平成29年10月24日	12	100.0%
		【佐賀会場】 研修①：平成29年6月20日 研修②：平成29年6月21日 研修③：平成29年8月1日 研修④：平成29年9月5日 研修⑤：平成29年10月10日	26	

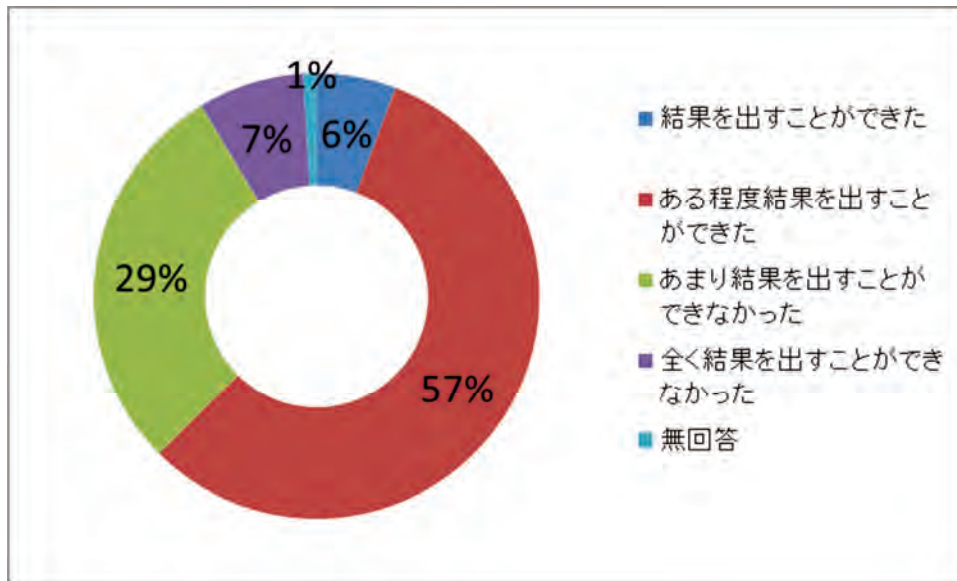
研修・講座名		開催地	開催日等	参加者数	有意義回答率			
若手プロジェクトリーダー研修	2期生	東京都墨田区	第1回:平成29年7月4日～5日	8	100.0%	98.9%		
		静岡県富士宮市	第2回:平成29年10月3日～4日	7	100.0%			
		東京都墨田区	第3回:平成30年1月11日～12日	8	100.0%			
	3期生	東京都墨田区	第1回:平成29年7月4日～5日	10	100.0%			
			第2回:平成29年10月25日～26日	10	90.0%			
			第3回:平成30年1月11日～12日	10	100.0%			
	4期生	東京都墨田区	第1回:平成29年7月4日～5日	10	100.0%			
			第2回:平成29年10月25日～26日	8	100.0%			
			第3回:平成30年1月11日～12日	8	100.0%			
	国際協力の推進							
	環境ユース海外派遣研修	タイ	事前研修:平成29年9月2日～3日	2	100.0%		100.0%	
			派遣研修:平成29年9月18日～26日	2	100.0%			
事後研修報告会:平成29年12月9日			2	100.0%				

平成 29 年度研修・講座のアンケート結果

1. 平成 29 年度スタッフ向け環境 NGO・NPO 能力強化研修アンケート結果

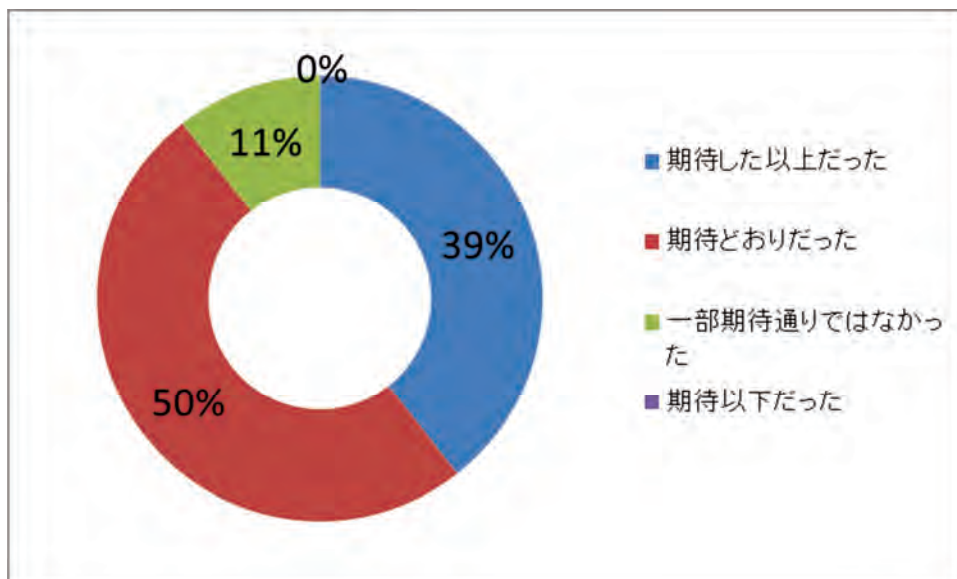
(1) 研修・講座での学びの活用

【研修の「取り組みテーマ」におけるご自身の「達成度」についてお伺いします。】



(2) 受講前の期待度に対する実際

【受講前の期待度に対し、この研修はどうでしたか?】



地球環境基金造成状況について

(単位:件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5～13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
平成 24 年度	0	0	785	11	785	11
平成 25 年度	0	0	789	17	789	17
平成 26 年度	0	0	874	9	874	9
平成 27 年度	0	0	899	8	899	8
平成 28 年度	0	0	821	8	821	8
平成 29 年度	0	0	789	7	789	7
累 計	16	9,400	14,941	4,729	15,778	14,129

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について

1. 目的

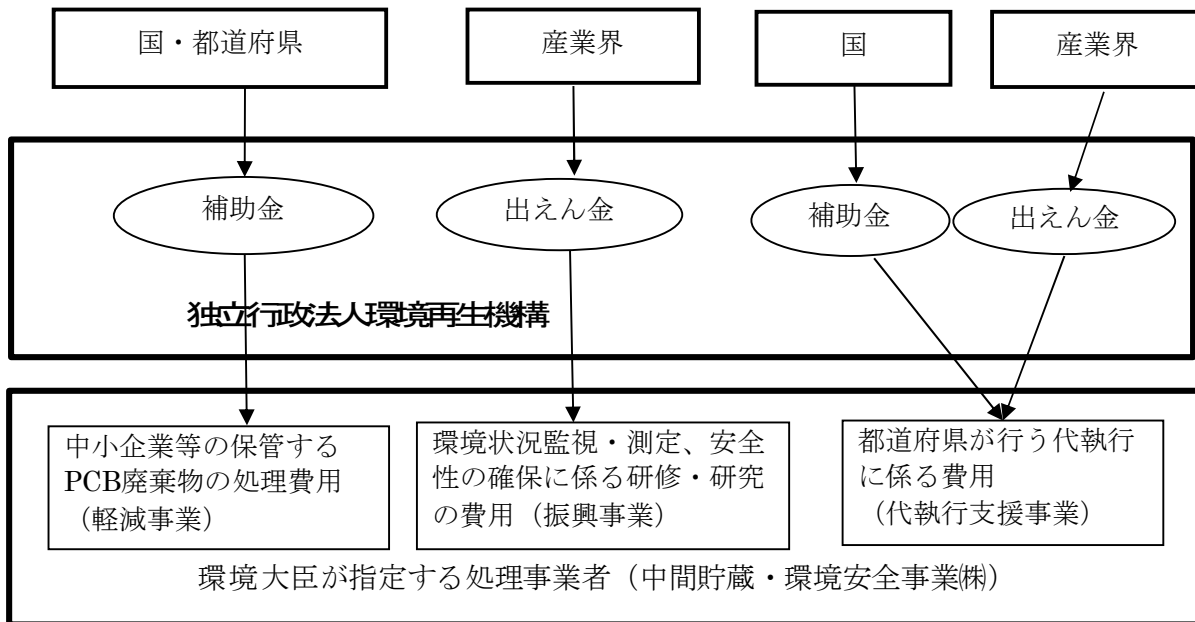
- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。
- (3) 国が機構に対して補助金を拠出する。産業界（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えんの協力要請を行う。

3. PCB 処理基金のスキーム

PCB廃棄物処理基金（独立行政法人環境再生保全機構）



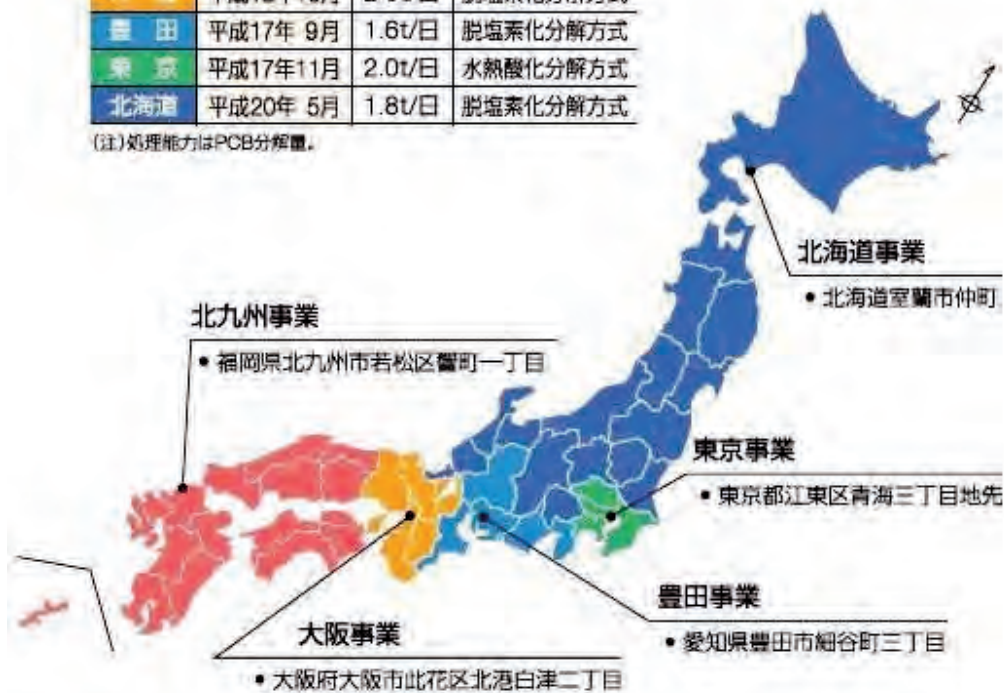
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

高圧トランス・コンデンサ等の処理

処理対象区域	操業開始	処理能力 (t/日) (注)	PCB分解処理方式
北九州	平成16年12月	1.5t/日	脱塩素化分解方式
大阪	平成18年10月	2.0t/日	脱塩素化分解方式
豊田	平成17年 9月	1.6t/日	脱塩素化分解方式
東京	平成17年11月	2.0t/日	水熱酸化分解方式
北海道	平成20年 5月	1.8t/日	脱塩素化分解方式

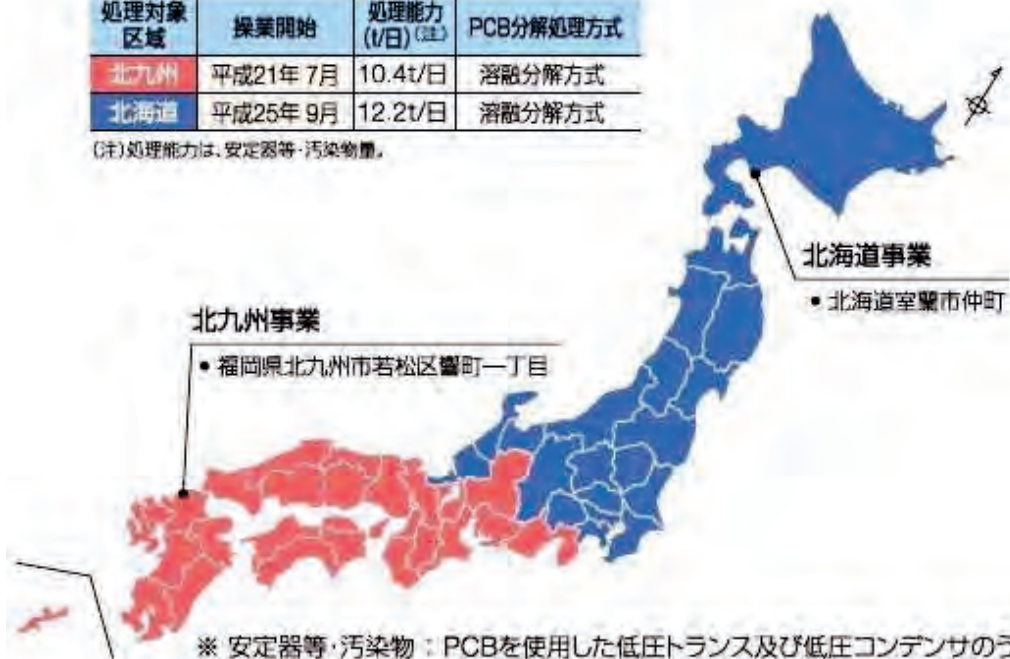
(注)処理能力はPCB分解量。



安定器等・汚染物の処理

処理対象区域	操業開始	処理能力 (t/日) (注)	PCB分解処理方式
北九州	平成21年 7月	10.4t/日	熔融分解方式
北海道	平成25年 9月	12.2t/日	熔融分解方式

(注)処理能力は、安定器等・汚染物量。



※ 安定器等・汚染物：PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金拠出状況について

（単位：千円）

年度区分	国	都道府県	民間出えん金 （振興事業）	民間出えん金 （代執行支援事業）
平成 13～18 年度	12,000,000	12,000,000	480,800	－
平成 19 年度	2,000,000	2,000,000	0	－
平成 20 年度	2,000,000	2,000,000	0	－
平成 21 年度	2,000,000	2,000,000	0	－
平成 22 年度	2,000,000	1,861,000	0	－
平成 23 年度	1,500,000	1,395,750	0	－
平成 24 年度	1,500,000	1,395,750	0	－
平成 25 年度	1,500,000	1,395,750	0	－
平成 26 年度	700,000	676,071	0	－
平成 27 年度	700,000	651,437	0	－
平成 28 年度	700,000	651,437	0	45,000
平成 29 年度	700,000	651,437	0	148,500
累計額	27,300,000	26,678,632	480,800	193,500

維持管理積立金管理業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

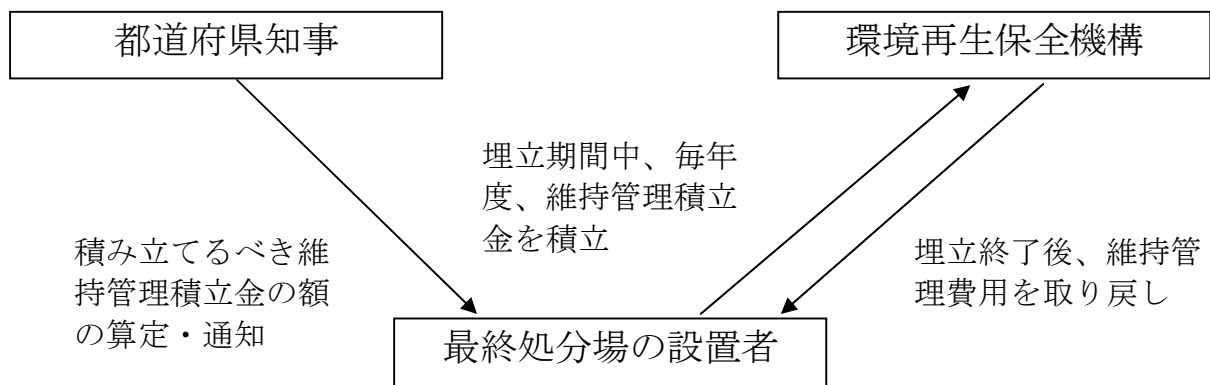
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



申請書等の受付状況と認定等状況（平成29年度）

(1) 療養者の方からの認定申請

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中*1	129 (158)	44 (57)	6 (8)	3 (15)		182 (238)
	医学的判定の 準備中	33 (48)	6 (7)	3 (4)	4 (4)	0 (0)	46 (63)
29年度受付		733 (654)	138 (129)	40 (32)	42 (39)	2 (7)	955 (861)
計							1,183 (1,162)

注：()は前年度の実績。以下同様。

*1は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	654 (654)	115 (103)	5 (4)	17 (20)		791 (781)	66.9% (67.2%)	78.7% (80.3%)
不認定	31 (34)	36 (40)	32 (23)	19 (36)	0 (0)	118 (133)	10.0% (11.4%)	
取下げ	18 (9)	4 (7)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	22 (20)	1.8% (1.7%)	
医学的判定中	178 (129)	36 (44)	6 (6)	6 (3)		226 (182)	19.1% (15.7%)	
計	881 (826)	191 (194)	43 (36)	42 (60)	0 (0)	1,157 (1,116)	97.8% (96.0%)	
医学的判定の 準備中	11 (33)	3 (6)	3 (3)	9 (4)	0 (0)	26 (46)	2.2% (4.0%)	

(2) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	42 (36)	12 (20)	1 (6)	0 (2)		55 (64)
	医学的判定の 準備中	14 (16)	3 (5)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	20 (21)
29年度受付		154 (141)	44 (42)	12 (7)	6 (4)	2 (3)	218 (197)
計							293 (282)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合
認定	123 (115)	22 (29)	2 (1)	1 (2)		148 (147)	50.5% (52.1%)
不認定	29 (24)	16 (22)	10 (6)	5 (5)	0 (0)	60 (57)	20.5% (20.2%)
取下げ	3 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	1.4% (1.1%)
医学的判定中	43 (42)	21 (12)	2 (1)	1 (0)		67 (55)	22.9% (19.5%)
計	198 (181)	60 (66)	14 (8)	7 (7)	0 (0)	279 (262)	95.2% (92.9%)
医学的判定の 準備中	10 (14)	2 (3)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	14 (20)	4.8% (7.1%)

(3) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)		0 (2)
	医学的判定の 準備中	1 (3)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (6)
29年度受付		14 (15)	2 (5)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (23)
計							20 (31)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	10 (13)	0 (2)	0 (1)	0 (0)		10 (16)	50.0% (51.6%)	65.0% (87.1%)
不認定	0 (0)	1 (5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	5.0% (19.4%)	
取下げ	0 (4)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	10.0% (16.1%)	
医学的判定中	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0% (0%)	
計	10 (17)	2 (7)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (27)	65.0% (87.1%)	
医学的判定の 準備中	5 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	35.0% (12.9%)	

審査中の案件に係る状況（平成 29 年度）

(1) 療養中の方 (単位：件)

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (132 件)	平成 28 年度	2	平成 26 年度 6 平成 27 年度 9 平成 28 年度 213
	平成 29 年度	130	
医学的判定中 (94 件)	平成 29 年度	94	
その他機構において 審査中 (26 件)	平成 29 年度	26	
計		252	228

(2) 未申請死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (41 件)	平成 29 年度	41	平成 26 年度 3 平成 27 年度 2 平成 28 年度 70
	平成 29 年度	26	
医学的判定中 (26 件)	平成 29 年度	26	
その他機構において 審査中 (14 件)	平成 29 年度	14	
計		81	75

(3) 施行前死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (0 件)	平成 29 年度	0	平成 28 年度 4
	平成 29 年度	0	
医学的判定中 (0 件)	平成 29 年度	0	
その他機構において 審査中 (7 件)	平成 29 年度	7	
計		7	4

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成29年度）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(平成30年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					総計	
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	35	3	0	0	0	38	7	0	1	1	0	9	1	0	0	0	0	1	48
青森県	3	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
岩手県	7	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	10
宮城県	11	3	1	0	0	15	0	2	1	0	0	3	1	0	0	0	0	1	19
秋田県	7	3	1	1	0	12	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
山形県	6	2	0	1	0	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
福島県	6	0	1	0	0	7	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	11
茨城県	7	3	0	1	0	11	3	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	16
栃木県	6	2	0	0	0	8	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	13
群馬県	10	1	0	1	0	12	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	15
埼玉県	46	16	4	6	0	72	6	5	2	1	0	14	0	0	0	0	0	0	86
千葉県	24	4	3	4	0	35	7	2	0	0	0	9	1	0	0	0	0	1	45
東京都	54	12	6	4	0	76	16	5	0	0	2	23	0	0	0	0	0	0	99
神奈川県	52	6	2	3	0	63	8	4	0	0	0	12	1	1	0	0	0	2	77
新潟県	7	1	0	0	0	8	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	12
富山県	7	1	0	1	0	9	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11
石川県	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
福井県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山梨県	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
長野県	9	2	1	1	0	13	2	1	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	18
岐阜県	15	2	1	0	0	18	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	23
静岡県	18	5	0	1	0	24	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	26
愛知県	55	6	1	2	0	64	9	3	0	0	0	12	1	0	0	0	0	1	77
三重県	6	1	1	0	0	8	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10
滋賀県	4	1	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
京都府	9	1	0	1	0	11	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	15
大阪府	83	17	5	2	1	108	26	1	1	0	0	28	1	1	0	0	0	2	138
兵庫県	68	9	1	2	0	80	9	3	2	2	0	16	1	0	0	0	0	1	97
奈良県	6	0	1	0	0	7	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	11
和歌山県	5	1	0	0	0	6	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
鳥取県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	6	1	0	0	0	7	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
岡山県	9	3	0	0	0	12	1	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	16
広島県	18	2	1	2	0	23	2	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	28
山口県	15	3	0	1	1	20	6	1	1	1	0	9	0	0	0	0	0	0	29
徳島県	5	1	0	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
香川県	5	1	0	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
愛媛県	9	4	0	1	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
高知県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	23	6	4	3	0	36	7	1	0	1	0	9	1	0	0	0	0	1	46
佐賀県	3	1	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
長崎県	6	4	1	3	0	14	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	18
熊本県	11	3	3	0	0	17	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	18
大分県	12	2	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
宮崎県	6	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
鹿児島県	9	2	0	0	0	11	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
沖縄県	4	1	1	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	733	138	40	42	2	955	154	44	12	6	2	218	14	2	0	0	0	16	1,189

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成30年3月31日までの累計）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(平成30年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	320	83	8	4	6	421	52	18	4	2	0	76	154	25	1	0	1	181	678
青森県	47	12	0	1	0	60	8	0	0	0	0	8	26	7	0	0	0	33	101
岩手県	47	7	1	1	0	56	16	1	0	1	1	19	30	3	0	0	0	33	108
宮城県	171	74	3	4	6	258	13	8	1	0	1	23	65	12	0	0	2	79	360
秋田県	38	7	2	1	1	49	2	0	0	0	0	2	37	3	0	0	1	41	92
山形県	45	19	1	2	3	70	10	4	0	0	0	14	20	7	1	0	1	29	113
福島県	83	11	2	5	2	103	20	8	0	0	2	30	46	3	1	0	0	50	183
茨城県	132	35	4	6	4	181	26	11	2	1	1	41	61	6	1	0	3	71	293
栃木県	67	24	2	8	6	107	17	7	0	1	1	26	42	6	1	0	0	49	182
群馬県	85	19	3	5	1	113	14	6	0	0	1	21	60	8	1	0	2	71	205
埼玉県	459	131	19	24	14	647	55	29	7	5	0	96	199	44	4	3	5	255	998
千葉県	298	140	11	15	6	470	43	21	3	3	1	71	132	27	1	3	0	163	704
東京都	682	187	36	22	12	939	112	36	5	2	3	158	311	51	6	0	8	376	1,473
神奈川県	534	157	20	21	20	752	88	27	5	8	1	129	244	45	4	0	7	300	1,181
新潟県	135	38	2	1	3	179	24	4	0	0	0	28	61	11	0	0	0	72	279
富山県	101	12	0	2	0	115	13	4	1	0	0	18	54	9	0	0	1	64	197
石川県	52	13	1	1	3	70	9	1	0	2	1	13	32	2	0	0	1	35	118
福井県	42	16	0	1	2	61	3	0	1	0	1	5	18	1	0	0	0	19	85
山梨県	50	7	2	1	2	62	7	0	0	0	0	7	21	1	0	0	0	22	91
長野県	88	28	5	5	1	127	21	2	3	0	0	26	34	4	0	1	1	40	193
岐阜県	115	36	3	0	1	155	23	6	1	0	2	32	59	9	0	0	2	70	257
静岡県	182	49	4	4	4	243	33	10	2	0	0	45	107	13	2	1	0	123	411
愛知県	481	95	7	12	6	601	67	15	1	1	3	87	139	24	2	0	2	167	855
三重県	82	29	2	1	4	118	9	5	1	1	0	16	33	10	0	0	0	43	177
滋賀県	92	27	1	2	1	123	7	3	0	0	1	11	39	4	0	0	0	43	177
京都府	132	48	1	3	0	184	14	1	1	0	0	16	76	8	2	1	1	88	288
大阪府	1,002	234	36	27	27	1,326	134	35	5	4	5	183	354	81	10	1	5	451	1,960
兵庫県	938	216	14	13	26	1,207	79	29	6	6	0	120	353	94	2	1	8	458	1,785
奈良県	141	47	3	10	3	204	15	4	2	0	0	21	60	10	1	1	3	75	300
和歌山県	47	21	2	2	0	72	16	1	0	0	0	17	34	3	0	0	0	37	126
鳥取県	33	0	0	0	0	33	3	0	1	0	0	4	23	2	0	0	0	25	62
島根県	36	16	3	1	2	58	7	1	0	0	0	8	12	3	0	0	0	15	81
岡山県	123	60	1	1	3	188	18	12	0	0	0	30	89	4	2	0	3	98	316
広島県	174	74	5	5	11	269	26	15	2	1	1	45	112	23	2	0	2	139	453
山口県	117	48	4	4	3	176	19	5	1	1	0	26	43	13	2	1	0	59	261
徳島県	44	12	0	0	0	56	7	5	0	0	0	12	21	3	0	0	0	24	92
香川県	62	28	0	0	0	90	14	4	0	0	0	18	33	4	2	0	0	39	147
愛媛県	61	27	5	4	1	98	15	5	1	1	0	22	33	3	3	0	0	39	159
高知県	31	11	0	0	0	42	4	2	0	0	0	6	27	5	0	0	0	32	80
福岡県	352	113	21	17	14	517	62	17	1	2	1	83	137	25	1	1	4	168	768
佐賀県	37	13	3	0	0	53	5	3	0	1	0	9	29	1	4	0	2	36	98
長崎県	94	46	7	10	3	160	16	7	1	0	1	25	47	9	1	1	2	60	245
熊本県	84	37	10	7	0	138	10	6	1	1	2	20	40	6	0	0	0	46	204
大分県	56	9	4	1	3	73	6	5	0	0	0	11	23	5	0	1	0	29	113
宮崎県	54	18	3	1	1	77	8	3	1	0	1	13	37	3	0	0	1	41	131
鹿児島県	108	21	5	9	2	145	7	5	0	0	0	12	42	8	1	0	2	53	210
沖縄県	23	9	3	1	1	37	8	6	0	0	0	14	35	6	2	0	2	45	96
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
総計	8,179	2,365	269	265	208	11,286	1,185	397	60	44	31	1,717	3,685	654	60	16	72	4,487	17,490

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成29年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成30年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	26	3	0	0	29	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	33
青森県	5	0	0	1	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
岩手県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
宮城県	9	3	0	0	12	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	14
秋田県	6	2	1	1	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
山形県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福島県	4	1	0	1	6	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
茨城県	8	1	0	0	9	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	11
栃木県	8	0	0	0	8	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	12
群馬県	7	1	0	0	8	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	12
埼玉県	33	12	0	1	46	7	2	0	0	9	0	0	0	0	0	55
千葉県	27	5	0	2	34	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	38
東京都	51	12	1	1	65	11	2	0	0	13	0	0	0	0	0	78
神奈川県	50	8	0	3	61	8	1	0	0	9	1	0	0	0	1	71
新潟県	8	1	0	0	9	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	14
富山県	7	1	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
石川県	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
福井県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山梨県	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
長野県	8	1	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
岐阜県	12	0	0	0	12	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	16
静岡県	13	5	0	0	18	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	20
愛知県	52	2	1	0	55	6	3	0	0	9	0	0	0	0	0	64
三重県	2	1	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
滋賀県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
京都府	7	2	0	0	9	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	12
大阪府	74	17	2	2	95	21	0	1	0	22	1	0	0	0	1	118
兵庫県	70	8	0	0	78	8	2	1	1	12	2	0	0	0	2	92
奈良県	7	0	0	1	8	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	11
和歌山県	7	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
鳥取県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
岡山県	6	2	0	0	8	1	2	0	0	3	1	0	0	0	1	12
広島県	18	1	0	2	21	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	26
山口県	14	3	0	0	17	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	22
徳島県	6	1	0	0	7	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8
香川県	4	2	0	0	6	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	8
愛媛県	3	5	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
高知県	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
福岡県	24	4	0	1	29	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	34
佐賀県	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
長崎県	4	3	0	1	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
熊本県	15	3	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
大分県	9	1	0	0	10	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12
宮崎県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
鹿児島県	8	1	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
沖縄県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	654	115	5	17	791	123	22	2	1	148	10	0	0	0	10	949

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成30年3月31日までの累計） 資料_石綿6

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成30年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	259	60	2	0	321	39	8	0	1	48	140	4	0	0	144	513
青森県	38	6	0	1	45	5	0	0	0	5	24	1	0	0	25	75
岩手県	38	3	0	1	42	10	2	0	0	12	28	1	0	0	29	83
宮城県	132	51	0	2	185	10	4	0	0	14	60	2	0	0	62	261
秋田県	26	4	1	1	32	2	0	0	0	2	36	0	0	0	36	70
山形県	38	10	1	1	50	6	3	0	0	9	17	2	0	0	19	78
福島県	65	9	0	3	77	8	3	0	0	11	44	2	0	0	46	134
茨城県	109	21	0	1	131	17	6	0	0	23	58	1	1	0	60	214
栃木県	57	13	0	2	72	15	4	0	0	19	39	2	1	0	42	133
群馬県	63	14	0	2	79	11	5	0	0	16	56	1	0	0	57	152
埼玉県	391	75	2	6	474	42	14	0	2	58	186	17	2	1	206	738
千葉県	258	86	1	6	351	32	10	0	0	42	126	7	1	2	136	529
東京都	565	115	2	13	695	90	19	1	0	110	290	6	5	0	301	1,106
神奈川県	428	75	0	11	514	59	10	0	0	69	232	14	4	0	250	833
新潟県	101	21	0	0	122	20	3	0	0	23	56	2	0	0	58	203
富山県	88	4	0	1	93	9	1	0	0	10	50	5	0	0	55	158
石川県	39	5	0	1	45	5	1	0	0	6	31	0	0	0	31	82
福井県	33	6	0	0	39	1	0	0	0	1	15	0	0	0	15	55
山梨県	42	4	1	0	47	6	0	0	0	6	17	1	0	0	18	71
長野県	72	17	0	2	91	11	1	0	0	12	31	1	0	1	33	136
岐阜県	91	21	0	0	112	15	4	1	0	20	55	0	0	0	55	187
静岡県	149	34	0	1	184	28	2	0	1	31	103	2	2	0	107	322
愛知県	410	49	1	5	465	46	12	0	1	59	121	4	1	0	126	650
三重県	68	8	0	0	76	7	1	0	0	8	29	1	0	0	30	114
滋賀県	77	16	0	0	93	5	2	0	0	7	37	1	0	0	38	138
京都府	106	24	0	0	130	11	0	0	1	12	72	1	1	1	75	217
大阪府	815	130	10	9	964	95	23	2	2	122	321	28	6	3	358	1,444
兵庫県	788	126	4	2	920	53	14	1	2	70	330	15	1	0	346	1,336
奈良県	114	26	2	5	147	7	3	0	0	10	55	3	1	0	59	216
和歌山県	40	14	0	0	54	14	1	0	0	15	30	0	0	0	30	99
鳥取県	24	0	0	0	24	2	0	0	0	2	21	2	0	0	23	49
島根県	26	5	0	0	31	3	0	0	0	3	11	1	0	0	12	46
岡山県	100	33	0	1	134	13	13	0	0	26	79	1	1	0	81	241
広島県	131	41	1	3	176	16	9	0	0	25	100	5	1	0	106	307
山口県	103	36	0	2	141	12	3	0	0	15	38	3	0	2	43	199
徳島県	36	7	0	0	43	6	3	0	0	9	19	0	0	0	19	71
香川県	50	23	0	0	73	12	3	0	0	15	28	0	2	0	30	118
愛媛県	48	16	2	1	67	12	4	0	0	16	33	2	3	0	38	121
高知県	26	4	0	0	30	4	1	0	0	5	26	1	0	0	27	62
福岡県	291	66	1	12	370	48	12	0	0	60	125	5	1	0	131	561
佐賀県	32	6	1	0	39	4	2	0	0	6	28	0	2	0	30	75
長崎県	72	27	0	2	101	9	5	0	0	14	46	2	1	0	49	164
熊本県	65	27	0	3	95	8	6	0	2	16	34	1	0	0	35	146
大分県	48	4	0	0	52	4	3	0	0	7	21	1	0	1	23	82
宮崎県	36	10	0	2	48	8	0	0	0	8	35	1	0	0	36	92
鹿児島県	85	11	0	2	98	5	2	0	0	7	39	0	0	0	39	144
沖縄県	14	3	0	1	18	4	1	0	0	5	34	1	1	0	36	59
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
総計	6,688	1,366	32	105	8,191	849	223	5	12	1,089	3,407	150	38	11	3,606	12,886

認定等に係る処理日数（平成 29 年度）

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1 回の医学的判定	96 (98)	62 (64)	29 (28)	551 (568)
追加資料が必要と されたもの		151 (154)		342 (334)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、原処分取消後の処分及び石綿繊維計測の特殊事例を除く（以下同じ。）。

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1 回の医学的判定	128 (132)	83 (85)	42 (43)	103 (105)
追加資料が必要と されたもの		175 (185)		98 (96)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1 回の医学的判定	143 (257)	— (221)	61 (134)	0 (3)
追加資料が必要と されたもの		143 (278)		1 (5)
医学的判定を経ないで 機構で認定したもの	28 (32)		—	10 (14)

(参考1) 療養中の方からの申請（石綿繊維計測案件を含む。）

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	110 (110)	62 (64)	29 (28)	551 (568)
追加資料が必要と されたもの		184 (184)		358 (346)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

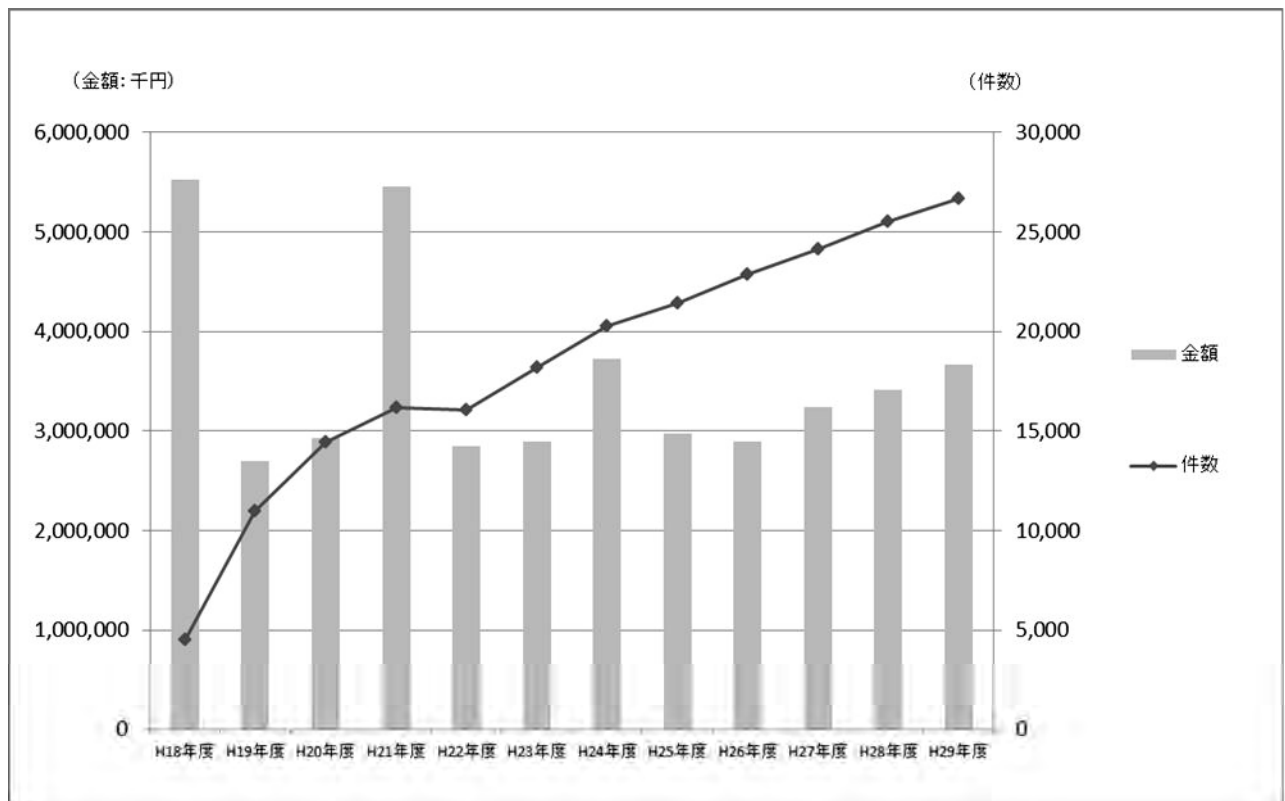
(参考2) 療養中の方に係る平均処理日数の分布状況（石綿繊維計測案件を含む。）

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60日以下	273件	273件	30.0%	27.8%
61～90日	207件	480件	52.8%	53.6%
91～120日	148件	628件	69.1%	70.0%
121～150日	130件	758件	83.4%	83.7%
151日以上	151件	909件	100.0%	100.0%
総 計	909件			

(参考3) 療養中の方からの申請で判定が1回で済んだケースでの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60日以下	273件	273件	49.6%	44.7%
61～90日	199件	472件	85.7%	85.4%
91～120日	72件	544件	98.7%	97.0%
121～150日	7件	551件	100.0%	99.1%
151日以上	0件	0件	100.0%	100.0%
総 計	551件			

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成18年度～平成29年度）



保健所説明会等実績（平成 29 年度）

<ブロック別開催>

実施地区	平成 29 年度	平成 28 年度
北海道ブロック	40 名	49 名
東北ブロック	18 名	17 名
関東ブロック	69 名	75 名
中部ブロック	22 名	28 名
北陸ブロック	—	6 名
近畿ブロック	55 名	49 名
中国ブロック	14 名	13 名
四国ブロック	—	6 名
九州ブロック	32 名	34 名
参加数計	250 名	277 名

<県単独開催>

実施地区	平成 29 年度	平成 28 年度
秋田県	13 名	12 名
静岡県	7 名	7 名
熊本県	24 名	23 名
沖縄県	7 名	14 名
参加数計	51 名	56 名

<地方公共団体主催救済制度担当者研修会>

実施地区	平成 29 年度	平成 28 年度
埼玉県	22 名	11 名
千葉県	114 名	42 名
	32 名	
群馬県	36 名	39 名
高知県	68 名	—
参加数計	272 名	92 名

被認定者等アンケート概要（平成 29 年度）

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害医療手帳交付者（5 月、現況届と同時に実施）	972	<p>○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた 75.9%</p> <p>○制度の満足度については、54.4%が満足</p> <p>○認定の有効期間（5 年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた 62.3%</p>
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	628	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 69.3%、家族・知人 14.5%、 機構ホームページ 11.0%、テレビ 9.1%、 ポスター・チラシ 7.8%、保健所・地方環境事務所 7.5%、 労働基準監督署 6.1%、新聞広告 5.7%、</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集 31.4%、 様式の記入方法が分かりにくい 23.5%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 23.5%、 手引きが分かりにくかった 23.5%</p> <p>○要望 ・申請から認定までの期間短縮 ・制度に関する一般的な周知 ・医師や医療機関への周知活動 ・手続き、書類の簡素化 ・進捗状況を知らせてほしい</p>
未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族 （認定通知送付時に実施）	121	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 53.7%、テレビ 21.5%、 新聞広告 14.9%、家族・知人 14.0%、 機構ホームページ 11.6%、労働基準監督署 9.9%、 保健所・地方環境事務所 8.3%、ポスター・チラシ 7.4%</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集 28.0%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 24.0%、 戸籍等の収集 20.0%、様式の記入方法が分かりにくい 12.0%、 手引きが分かりにくかった 8.0%、 保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 4.0%</p>

		<p>○要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化 ・病院の医師、スタッフへの周知 ・認定までの期間短縮
<p>施行前死亡者遺族アンケート</p> <p>認定された施行前死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)</p>	7	<p>○救済制度を知った経緯</p> <p>ラジオ・テレビ 42.9%、新聞・雑誌等の広告 14.3%、 環境再生保全機構のホームページ 14.3%</p> <p>○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との回答が 85.7%、どちらでもないが 0.0%、無回答 14.3%</p> <p>○要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揃える資料が分かりづらい

セミナー等アンケート概要（平成 29 年度）

1. 学会共催セミナー

医療関係者の救済制度に関する認知度等を把握するため、平成 29 年度学会共催セミナーで参加者にアンケート調査を実施。12 学会で 816 件アンケートを回収。また、群馬県医師会共催との研修会においても 25 件アンケートを回収。

<学会の主なアンケート結果>

○制度の認知度について（第 24 回石綿・中皮腫研究会を除く 11 学会）

- ・救済制度の内容まで知っている..... 26.2%
- ・制度があることは知っている..... 59.0%
- ・知らなかった 12.8%
- ・無回答 2.0%

○制度の認知度について（第 48 回日本看護学会-慢性期看護-学術集会）

- ・救済制度の内容まで知っている..... 1.3%
- ・制度があることは知っている..... 58.5%
- ・知らなかった 39.6%
- ・無回答 0.6%

<群馬県研修会の主なアンケート結果>

○参考になったか

- ・参考になった 96.0%
- ・参考にならなかった 4.0%

2. 保健所等担当者説明会

保健所担当者及び自治体担当者等の救済制度等に関する理解度等を把握するため平成 29 年度保健所等担当者説明会で参加者にアンケート調査を実施。13 カ所で 315 件アンケートを回収。

<主なアンケート結果>

○制度について

- ・十分理解した 23.9%
- ・ほぼ理解した 74.9%
- ・理解できなかった 0%
- ・無回答 1.2%

○申請・請求の手続きについて

- ・ 十分理解した 18.1%
- ・ ほぼ理解した 77.2%
- ・ 理解できなかった 2.3%
- ・ 無回答 2.3%

3. 中皮腫細胞診実習研修会

医療関係者の救済制度認知度や細胞診結果で中皮腫診断が可能なことの認知度等を把握するため、中皮腫細胞診実習研修会（3回実施）で参加者にアンケート調査を実施し、117件のアンケートを回収した。

＜研修会出席者の主なアンケート結果＞

制度を知ったきっかけ	神戸開催	福岡開催	東京開催	全体
・ 学会や研修会	57.7%	60.5%	64.3%	60.6%
・ 新聞記事・新聞広告	15.4%	2.3%	2.4%	7.3%
・ その他（テレビ他）	26.9%	37.2%	33.3%	32.1%

細胞診における中皮腫確定診断が可能なことへの認知度	神戸開催	福岡開催	東京開催	全体
・ 診断経験があり知っていた	7.9%	20.5%	10.0%	12.8%
・ 診断経験はないが知っていた	44.7%	59.0%	57.5%	53.8%
・ 知らなかった。	42.1%	20.5%	32.5%	31.6%
・ 未回答	5.3%	0.0%	0.0%	1.8%

○主なコメント

- ・ 普段なかなか見ることのできない中皮腫の症例を見ることができてとても勉強になった。
- ・ 検体処理方法や染色標本の見方など、今後のルーチンに活かしたいと思う。

石綿健康被害救済制度広報 テレビCM実施内訳（平成29年度）

地上波

CM放送期間：H30年1月8日（月・祝）～21日（日）

エリア	局名	系列	メイン放送地域	投下 GRP	CM本数 ※2
北海道	北海道テレビ	HTB	北海道	220	27
	北海道放送	HBC		TBS	200
青森	青森テレビ	ATV	TBS	100	15
岩手	岩手朝日テレビ	IAT	テレ朝	100	14
宮城	東日本放送	KHB	テレ朝	270	38
秋田	秋田朝日放送	AAB	テレ朝	100	13
山形	テレビユー山形	TUY	TBS	100	16
福島	福島放送	KFB	テレ朝	100	16
関東	東京放送	TBS	茨城・栃木・群 馬・東京・埼玉・	200	35
	テレビ朝日	EX	千葉・神奈川	100	13
	テレビ朝日（30秒）	EX		150	10
新潟	新潟テレビ21	UX	テレ朝	100	17
富山	チューリップテレビ	TUT	TBS	100	15
石川	北陸朝日放送	HAB	テレ朝	100	15
福井	福井放送	FBC	日テレ・テレ朝	100	8
山梨	テレビ山梨	UTY	TBS	100	19
長野	信越放送	SBC	TBS	100	19
静岡	静岡放送	SBS	TBS	150	20
東海	名古屋テレビ放送	NBN	テレ朝	180	25
	中部日本放送	CBC	TBS	190	24
関西	毎日放送	MBS	滋賀・京都・大 阪・兵庫・奈良・	300	41
	朝日放送	ABC	和歌山	200	23
	朝日放送（30秒）	ABC		250	16
鳥取・島根	山陰放送	BSS	TBS	100	13
広島	中国放送	RCC	TBS	270	36
山口	山口朝日放送	YAB	テレ朝	100	12
岡山・香川	瀬戸内海放送	KSB	テレ朝	100	18
徳島	四国放送	JRT	日テレ	100	12
愛媛	あいテレビ	ITV	TBS	100	17
高知	テレビ高知	KUT	TBS	100	13
福岡	RKB毎日放送	RKB	TBS	130	20
	九州朝日放送	KBC	テレ朝	170	21
佐賀	サガテレビ	STS	フジ	100	15
長崎	長崎放送	NBC	TBS	100	12
熊本	熊本放送	RKK	TBS	100	15
大分	大分朝日放送	OAB	テレ朝	100	13
宮崎	宮崎放送	MRT	TBS	100	15
鹿児島	南日本放送	MBC	TBS	100	19
沖縄	琉球放送	RBC	TBS	150	16
合計	37局		47都道府県	5,430	734

※1 GRP（Gross Rating Point）：延べ視聴率（視聴率の積重ね）

例えば、視聴率10%の枠に、50本のCMが放送されると500GRPとなる。

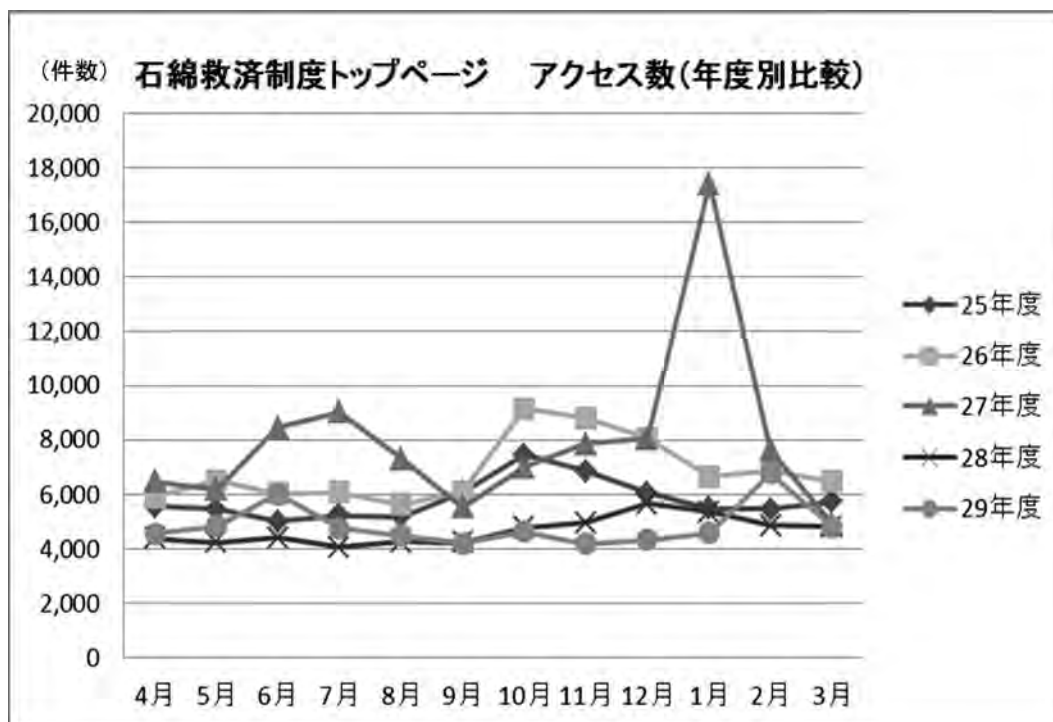
※2 15秒CM（関東と関西エリアのみ30秒CMも併せて実施）

BS

CM放送期間：H29年9月9日（土）～23日（土）

エリア	局名	系列局	メイン放送地域	投下GRP	CM本数 （30秒）
全国	B S - T B S	TBS	47都道府県	11.4	4

ホームページアクセス数（平成 29 年度）



(単位：件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
4月	5,557	5,901	6,488	4,383(495)	4,563(414)
5月	5,467	6,515	6,189	4,249(243)	4,830(429)
6月	5,011	6,024	8,438	4,407(276)	6,018(676)
7月	5,248	6,081	9,017	4,071(267)	4,772(540)
8月	5,196	5,630	7,293	4,270(332)	4,499(502)
9月	6,083	6,108	5,527	4,229(295)	4,214(560)
10月	7,458	9,136	6,999	4,794(358)	4,649(649)
11月	6,867	8,789	7,862(1,983)	4,963(365)	4,200(445)
12月	6,056	8,053	8,057(2,492)	5,656(681)	4,333(424)
1月	5,491	6,655	17,407(6,815)	5,369(451)	4,585(461)
2月	5,468	6,861	7,630(3,251)	4,851(471)	6,786(3,173)
3月	5,740	6,493	4,908(823)	4,821(226)	4,822(834)
累計	69,642	82,246	95,815	56,063(4,460)	58,271(9,107)

() 内は、特設サイトによるアクセス数で内数。

窓口相談・無料電話相談件数（平成29年度）

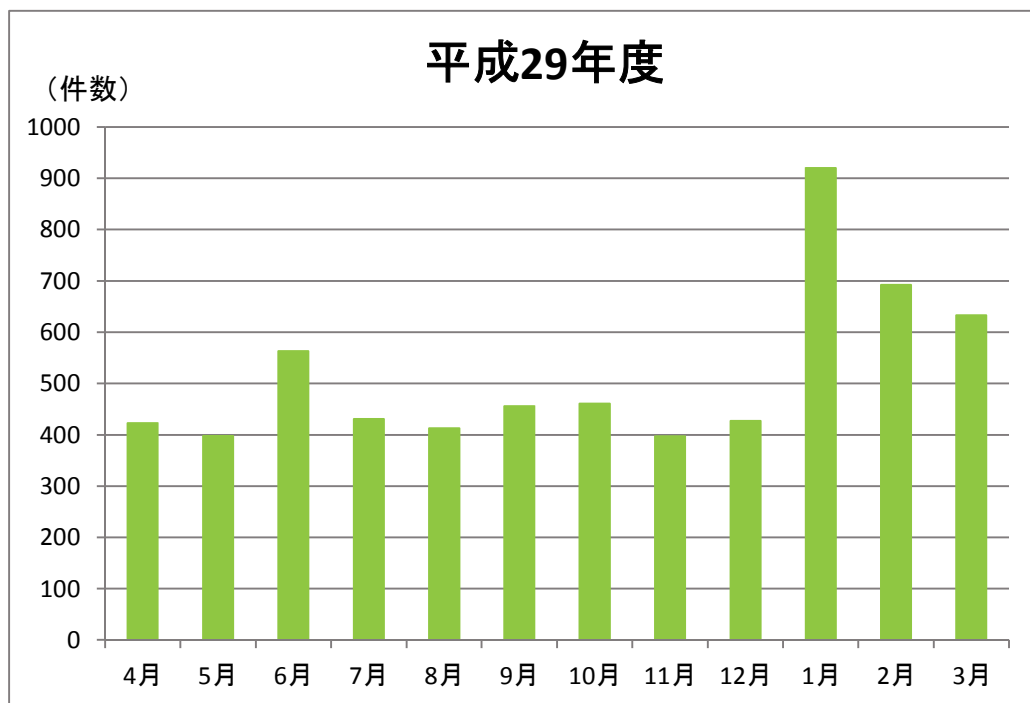
1. 窓口相談 52件

相談内容内訳（複数回答あり）

（単位：件）

制度について	手続について	健康不安	その他	計
6	49	0	0	55

2. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931）



< 4カ年比較 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	423	398	563	431	413	456	461	397	427	920	692	633	6,214
H28	383	374	395	392	396	373	334	391	405	909	682	614	5,648
H27	314	292	396	388	344	327	358	365	354	1,530	739	477	5,884
H26 (基準値)	359	329	329	356	271	323	409	331	634	508	502	481	4,832

環境研究総合推進費 平成30年度新規課題公募要領（抜粋版）

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

推進費は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動緩和策及び適応策、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）への貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的資金です。

推進費により実施する研究課題は、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、行政ニーズへの適合性、科学的・技術的意義、研究体制・研究計画の妥当性、目標の達成可能性・期待値、成果の波及・貢献度等の観点から評価した上で、環境に関する国内外の動向に即して競争的に選定・採択します。

2. 研究開発の対象

(1) 公募区分

平成30年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。詳細は、Ⅲ及びⅣをご参照ください。

表1 公募区分

公 募 区 分		年間研究開発費 の支援規模 (消費税を含む)	研究期間	e-Rad 上の 公募区分
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	40 百万円以内 (間接経費を含む)	3 年以内	環境研究総合 推進費 (委託費)
	(2) 革新型研究開発 若手枠 (*)	6 百万円以内 (間接経費を含む)	3 年以内	
	(3) 戦略的研究開発 (I)	250 百万円以内 (間接経費を含む)	5 年以内	
	(4) 戦略的研究開発 (II)	100 百万円以内 (間接経費を含む)	3 年以内	
推進費 〔補助金〕	(4) 次世代事業 (補助率 1/2)	200 百万円以内 (間接経費を含む)	3 年以内	環境研究総合 推進費 (補助金)

(*) 革新型研究開発 若手枠については、一定の予算枠を設けた上で審査・採択を行います。

(2) 公募研究領域

平成 30 年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（以下「推進戦略」という。）」（平成 27 年 8 月中央環境審議会答申）の構成に沿った 5 領域で行います。5 領域の公募研究領域は、表 2 のとおりです。

表 2 公募研究領域

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	【重点課題①】 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 【重点課題②】 持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革 【重点課題③】 環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 【重点課題④】 災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発
低炭素領域	【重点課題⑤】 低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり 【重点課題⑥】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発 【重点課題⑦】 気候変動への適応策に係る研究・技術開発 【重点課題⑧】 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価 ※【重点課題⑥】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発のうち、エネルギー起源CO ₂ の排出抑制に資する技術開発等は推進費の公募対象としない。 ※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。
資源循環領域	【重点課題⑨】 3Rを推進する技術・社会システムの構築 【重点課題⑩】 廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発 【重点課題⑪】 バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築
自然共生領域	【重点課題⑫】 生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に資する研究・技術開発 【重点課題⑬】 森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発
安全確保領域	【重点課題⑭】 化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究 【重点課題⑮】 大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）」（平成 27 年 8 月中央環境審議会）については、以下をご参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/101295.html>

(3) 特に提案を求める研究開発テーマ

環境省各部署の研究開発ニーズを踏まえ、今回の公募では、前項で示した公募研究領域のうち、特に「別添資料 平成 30 年度新規課題に対する行政ニーズについて」に記した行政ニーズ（個

別研究開発テーマ)に適合する研究開発の提案を求めます。

このうち、平成30年度の新規課題採択に当たっては、平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」を踏まえて「温室効果ガスの抜本的な排出削減や経済・社会的課題の同時解決のきっかけとなる気候変動対策に関する研究課題」や、「気候変動の影響に対する適応に関する研究課題」を重点的に公募・採択する予定です。

該当する行政ニーズは、別添資料「平成30年度新規課題に対する行政ニーズについて」をご確認ください。

3. 応募手続き

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)での応募とします。

また、郵送による書類の提出が必要な場合があります。推進費[委託費]と推進費[補助金]で必要な書類が異なりますので、それぞれⅢ又はⅣをご参照ください。

(2) e-Radでの応募書類の受付期間

平成29年10月2日(月)15時 ~ 11月6日(月)17時締切

例年締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なりますので(本要領p2の表1の「e-Rad上の公募区分」欄を参照)、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、機構にご相談ください。ただし、締切後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

平成 30 年度新規課題に対する行政ニーズについて

■本資料の目的・対象

環境研究総合推進費は環境政策貢献型の競争的資金であり、環境省が策定した重要研究テーマ（行政ニーズ）に沿った研究開発を推進していく必要があります。

本資料は、環境研究総合推進費の平成 30 年度新規課題公募において特に提案を求める研究テーマ（行政ニーズ）を示すものです。

なお、本資料では、公募対象のうち「戦略的研究開発」以外の領域に係る行政ニーズを示しています。

「戦略的研究開発」については、以下の資料を参照ください。

- ・別添資料 2：平成 30 年度戦略的研究開発課題（S-17）の公募方針
- ・別添資料 3：平成 30 年度戦略的研究開発領域課題（SⅡ-1）の公募方針
- ・別添資料 4：平成 30 年度戦略的研究開発領域課題（SⅡ-2）の公募方針
- ・別添資料 5：平成 30 年度戦略的研究開発領域課題（SⅡ-3）の公募方針

平成 30 年度新規課題公募の対象区分		行政ニーズ
環境研究総合推進費	環境問題対応型研究	応募に当たり、p 6 以降に掲載されている行政ニーズをご確認ください。
	革新型研究開発（若手枠）	
	次世代事業	

(1) 「パリ協定」を踏まえた研究課題採択について

平成 29 年度の新規課題採択にあたっては、平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえて温室効果ガスの抜本的な排出削減や経済・社会的課題の同時解決のきっかけとなる気候変動対策に関する研究課題や、気候変動の影響に対する適応に関する研究課題を重点的に公募・採択する予定です。

該当する行政ニーズ No. は、以下のとおりです。本資料に掲載されている行政ニーズをご確認ください。

【該当する行政ニーズ No】

（低炭素領域） 2-1～2-4

（資源循環領域） 3-1、3-2、3-5～3-7

（自然共生領域） 4-1～4-3、4-7

■本資料の構成

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月、中央環境審議会答申）（⇒詳しくは以下をご参照ください）に示された 15 項目の重点課題毎に、本資料の 6p 以降に、

- ・研究技術開発例

・行政ニーズ（個別研究開発テーマ）……環境省から挙げられた研究開発ニーズを示しています。

「行政ニーズ（個別研究開発テーマ）」に合致するとして環境省より推薦された研究課題は、研究開発の必要性（行政ニーズへの適合性）の観点から、審査において高く評価されます。

平成 27 年 8 月に中央環境審議会から答申された「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（以下「推進戦略」という）」においては、我が国の環境研究・技術開発について、中長期的（2025～2030年、2050年）のあるべき姿を睨みながら、この5年間で取り組むべき15項目の重点課題や、その効果的な推進方策が示されています。

新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の構成

I. 環境をめぐる政策動向や社会の現況

- 現行の推進戦略が答申された平成22年以降、IPCC第5次評価報告書の公表、東日本大震災への対応、愛知目標等の採択、PM2.5等越境大気汚染への注目など環境面での動向は大きく変化。
- 我が国の環境研究は、公害対策に端を発し、その時々々の政策課題に応じて新たな分野を対象を広げてきた経緯があり、今後も環境問題の解決を鍵とした社会・経済の問題解決に貢献することが重要。

II. 環境分野の研究・技術開発の戦略的な推進に向けたポイント

- 「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」(平成26中央環境審議会意見具申)等を踏まえて長期(2050年頃)・中期(2025～2030年頃)で**目指すべき社会像**を提示。
- 環境分野の研究・技術開発は、国が民間企業等と適切に連携しながら主体的に取り組むことが重要。

III. 今後5年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発

- II. で示した目指すべき社会像の実現に向けて、低炭素、資源循環、自然共生、安全確保の各領域と、社会科学分野等との連携の推進や災害対応・地方創生等の複合的な課題の解決に資する「統合領域」を設定し、重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題（**重点課題**）を提示。
- 環境研究総合推進費（競争的資金）の28年度新規採択課題の公募から、本戦略で示した新たな重点課題による公募を実施。

IV. 環境分野の研究・技術開発の効果的な推進方策

- III. で示した重点課題の解決に向けて研究・技術開発を効果的に推進する施策を提示。
 - ・ 環境研究総合推進費の運用改善（**執行・審査等の体制強化、民間企業の参画促進**など）
 - ・ 国立環境研究所の次期中長期目標・計画に向けた視点（**環境問題を鍵とした統合的研究の推進**など）
 - ・ 地域の環境研究機関の役割強化、研究・技術開発成果の適切な政策への反映等

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 27 年 8 月、中央環境審議会答申）

<http://www.env.go.jp/press/101295.html>

資料_研究2

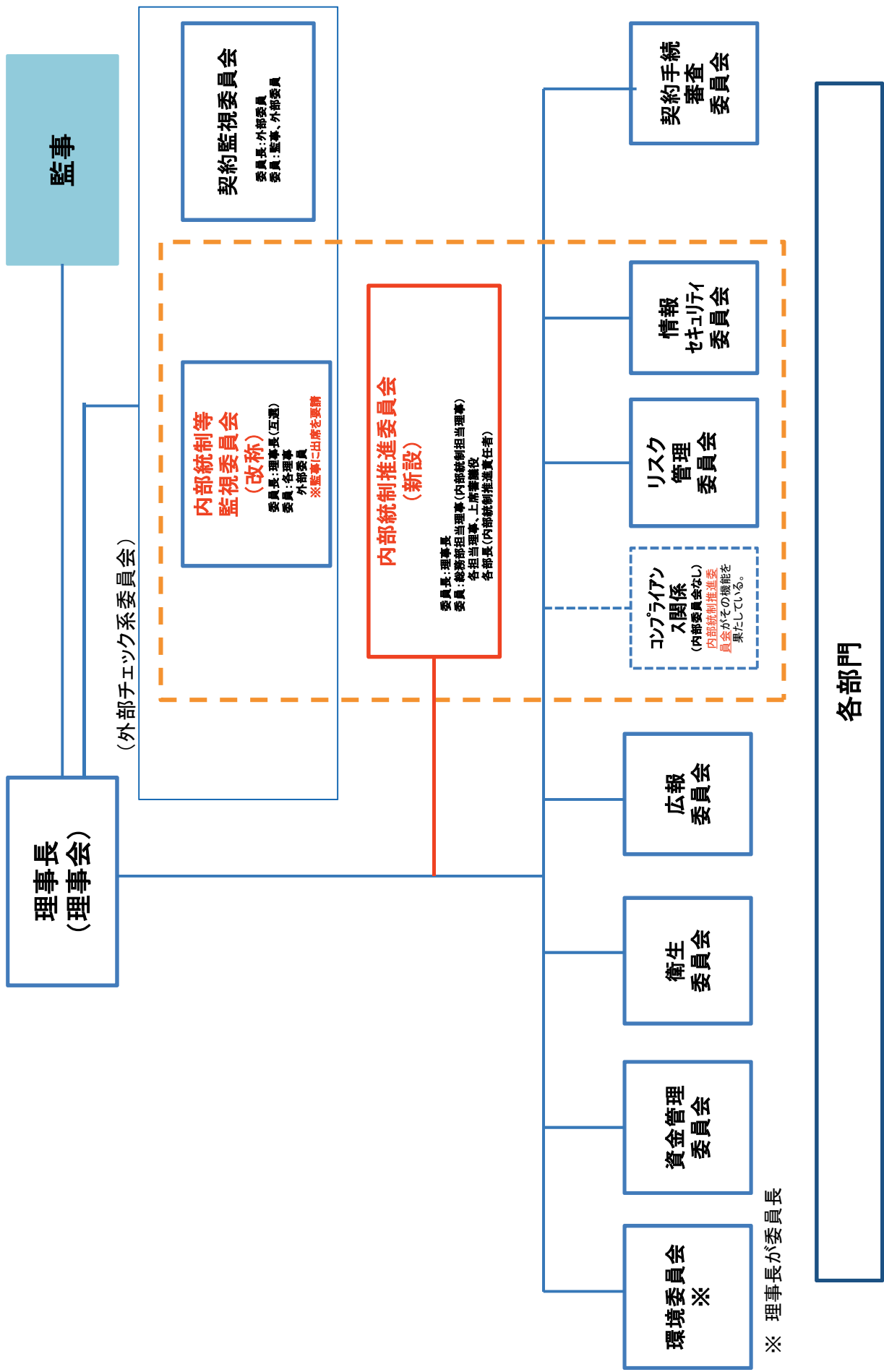
環境研究総合推進費 平成30年度新規採択研究課題

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
戦略研究プロジェクト専門部会(戦略的研究開発(Ⅰ))			
S-17	災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法の体系的構築に関する研究	鈴木 規之	(国研)国立環境研究所
統合領域(統合部会)			
戦略的研究開発(Ⅱ)			
SⅡ-2	海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究	磯辺 篤彦	九州大学
環境問題対応型研究			
1-1801	SDGs 目標達成に向けた統合的実施方法の包括的検討	藤田 壮	(国研)国立環境研究所
1-1802	原子力事故データの総合解析による事故時の有害物質大気中動態評価法の高度化	山澤 弘実	名古屋大学
1-1803	災害廃棄物対応力向上のための中小規模自治体向けマネジメント手法の開発	多島 良	(国研)国立環境研究所
1-1804	放射能汚染地域の生物で利用可能な遺伝的影響評価法の開発	兼子 伸吾	福島大学
1-1805	汚染土壌浄化・再利用と廃棄物高減容化を目指した亜臨界水処理システムの開発	竹下 健二	東京工業大学
低炭素領域(低炭素部会)			
環境問題対応型研究			
2-1801	世界の気候変動影響が日本の社会・経済活動にもたらすリスクに関する研究	亀山 康子	(国研)国立環境研究所
2-1802	GOSAT-2 と地上観測による全球のメタン放出量推定と評価手法の包括的研究	齋藤 尚子	千葉大学
2-1803	ブラックカーボンおよびメタンの人為起源排出量推計の精緻化と削減感度に関する研究	谷本 浩志	(国研)国立環境研究所
2-1804	2050年の社会像を見据えた再生可能エネルギー利用拡大への道筋	本藤 祐樹	横浜国立大学
2-1805	気候変動影響・適応評価のための日本版社会経済シナリオの構築	松橋 啓介	(国研)国立環境研究所
革新型研究開発(若手枠)			
2RF-1801	中規模輸送・長期保存用酸素貯蔵材料の開発	近藤 亮太	関西大学
2RF-1802	企業の温暖化適応策検討支援を目的とした公開型世界リスク評価ツールの開発	花崎 直太	(国研)国立環境研究所
2RF-1803	超高解像度気候予測値を用いた森林生態系の炭素収支の将来予測と森林管理の効果の評価	栗林 正俊	長野県環境保全研究所
資源循環領域(資源循環部会)			
戦略的研究開発(Ⅱ)			
SⅡ-3	PCB を含む残留性有機汚染物質(POPs)の循環・廃棄過程の管理方策に関する統合的研究	酒井 伸一	京都大学
環境問題対応型研究			
3-1801	先進的な再生技術の導入と動脈産業との融合に向けたプラスチック循環の評価基盤の構築	中谷 隼	東京大学
3-1802	遮断型最終処分場の長期的な環境安全性の評価に関する研究	山田 正人	(国研)国立環境研究所
3-1803	指定廃棄物熱処理残渣中セシウムのアルミノ珪酸塩による捕捉・難溶性態化技術の確立	東條 安匡	北海道大学
3-1804	物理選別とエージングを組み合わせた「焼却主灰グリーン改質技術」の確立	肴倉 宏史	(国研)国立環境研究所
3-1805	SDGs12.3 指標の提案に向けた食品ロスの実態の解明	山川 肇	京都府立大学
革新型研究開発(若手枠)			
3RF-1801	マイクロ波加熱を利用した未利用バイオマスの高速炭化システムの開発	椿 俊太郎	東京工業大学
3RF-1802	セルロース繊維強化バイオマスプラスチックの開発	麻生 隆彬	大阪大学
3RF-1803	廃プラスチックからの選択的有用化学品合成を可能にする固体触媒プロセスの開発	田村 正純	東北大学
自然共生領域(自然共生部会)			
戦略的研究開発(Ⅱ)			
SⅡ-1	希少鳥類保全のためのサーベイランスシステムの開発及び鳥インフルエンザ等による希少鳥類の減少リスクの評価並びにその対策に関する研究	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学
環境問題対応型研究			
4-1801	特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発	田中 周平	京都大学
4-1802	環境変動に対する生物多様性と生態系サービスの応答を考慮した国土の適応的保全計画	久保田 康裕	琉球大学
4-1803	洋上風力発電所の建設から主要な海鳥繁殖地を守るセンシティブティマップの開発	関島 恒夫	新潟大学

資料_研究2

4-1804	世界自然遺産のための沖縄・奄美における森林生態系管理手法の開発	小高 信彦	(国研)森林研究・整備機構
4-1805	グリーンインフラと既存インフラの相補的役割－防災・環境・社会経済面からの評価	中村 太士	北海道大学
4-1806	サンゴの白化現象メカニズム究明と大規模白化に対する生物化学的防止・救済策の確立	藤村 弘行	琉球大学
革新型研究開発(若手枠)			
4RF-1801	小笠原諸島の植生回復を目指した絶滅危惧種オガサワラグワのEx situ 保存技術の開発	遠藤 圭太	(国研)森林研究・整備機構
4RF-1802	小笠原諸島における殺鼠剤散布が野生動物に及ぼす影響の解明	中山 翔太	北海道大学
安全確保領域(安全確保部会)			
環境問題対応型研究			
5-1801	革新的モデルと観測・室内実験による有機エアロゾルの生成機構と起源の解明	森野 悠	(国研)国立環境研究所
5-1802	2020年船舶燃料油硫黄分規制強化による大気質改善効果の評価	櫻井 達也	明星大学
5-1803	海産・汽水生物を用いた慢性毒性短期試験法の開発	山本 裕史	(国研)国立環境研究所
5-1851	有機リン化合物曝露評価指標としての尿中ジアルキルリン酸の有効性の検証	上島 通浩	名古屋市立大学
革新型研究開発(若手枠)			
5RF-1801	化学物質の複合曝露による野生生態リスク評価方法の開発:水質及び底生動物調査と環境水を用いた生物応答試験の活用	岩崎 雄一	(国研)産業技術総合研究所
5RF-1802	超分子修飾グラフェンを用いた有害物質の可搬型迅速モニタリング手法の開発	生田 昂	東京農工大学

内部統制の推進に関する組織体制(H27.9～)



予算・決算の概要

(単位:百万円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,505	1,505	1,689	1,689	1,686	1,686	2,268	1,763	6,691	6,691	
補助金等	21,166	20,786	13,951	13,919	13,784	13,575	13,521	13,508	13,544	13,434	
債券・借入金	3,500	-	3,500	-	3,700	-	600	-	-	-	
業務収入	48,835	50,471	44,296	45,279	42,275	45,267	40,265	39,955	37,911	38,539	
その他収入	1,549	1,776	1,504	1,662	1,362	1,545	1,388	1,490	1,124	1,351	
支出											
業務経費等	62,507	52,289	55,864	50,156	54,500	49,542	53,247	48,100	56,751	52,535	(注1)
借入金償還	13,662	13,662	8,700	8,700	9,185	9,185	5,000	5,000	-	-	
支払利息	328	308	163	144	53	49	12	10	-	-	
一般管理費	766	694	793	724	817	792	931	879	932	913	
うち人件費	(335)	(303)	(359)	(349)	(403)	(387)	(430)	(423)	(401)	(393)	
予備費	-	-	-	-	-	-	445	-	102	-	(注2)

(注) 第三期中期目標期間：平成26年度～平成30年度(5年間)

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注2) 翌期以降へ執行を繰り越したため

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	平成26年度	当中期目標期間							
	金額 (中期計画)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	421	376	△10.8	405	△3.7	389	△7.6	388	△7.8
事業費	1,519	1,244	△18.1	1,405	△7.5	1,372	△9.7	1,382	△9.0

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

(注2) 平成29年度は、過去の運営費交付金債務を充当した業務を除く。運営費交付金債務を含めた場合は、平成29年度実績額の合計 1,525百万円、+0.4%。

随意契約に係る情報の公表（物品役務等）（平成29年度）

物品役務等の名称及び数量	契約担当職の氏名 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	随意契約によることとした会計規程の 根拠条文及び理由（企画競争又は公 募）	予定価格 (円)	契約金額（税込） (円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数	備 考
東京事務所における室内清掃業務	独立行政法人環境再生保全機 構 契約担当職 理事 筈井 洋 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310	平成29年4月1日	三井不動産株式会社 上記代理人 三井不動産ビルマネジメント株式 会社 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	会計規程実施細則第52条第4号に 規定する「契約の目的物件等が特定の者 からでなければ調達することができな いものであるとき」に該当し、契約の性 質が競争を許さないため。（会計規程 第45条1項）	(税込)3,855,600 3,570,000	3,855,384	100.00%	-	複数年度契約(3年)
「エコプロ2017」出展に伴うブース 賃借	独立行政法人環境再生保全機 構 契約担当職 理事 筈井 洋 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310	平成29年8月16日	株式会社日本経済新聞社 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程実施細則第52条第4号に 規定する「契約の目的物件等が特定の者 からでなければ調達することができな いものであるとき」に該当し、契約の性 質が競争を許さないため。（会計規程 第45条1項）	(税込)1,382,400 1,280,000	1,382,400	100.00%	-	
平成28事業年度財務諸表に関する官報公 告	独立行政法人環境再生保全機 構 契約担当職 理事 蔵重 徹 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310	平成29年8月28日	株式会社横浜日経社 神奈川県横浜市中区相生町4-74	会計規程実施細則第52条第4号に 規定する「契約の目的物件等が特定の者 からでなければ調達することができな いものであるとき」に該当し、契約の性 質が競争を許さないため。（会計規程 第45条1項）	(税込)2,341,040 2,167,630	2,341,040	100.00%	-	

第 10 回契約監視委員会議事概要

1. 日時

平成 30 年 4 月 23 日（月） 15 : 45～16 : 35

2. 場所

独立行政法人環境再生保全機構 東京事務所 大会議室

3. 出席者

（委員長）堀 裕 （堀総合法律事務所 弁護士）
（委員）山下 康彦 （新日本有限責任監査法人 公認会計士）
寺田 麻佑 （国際基督教大学 准教授）
斎藤 仁 （独立行政法人環境再生保全機構 常勤監事）
生田 美弥子 （独立行政法人環境再生保全機構 非常勤監事）

4. 審議案件

議題 1 平成 29 年度環境再生保全機構の契約の状況
（1）競争性のない随意契約の点検及び確認
（2）一者応札・一者応募の点検及び確認
議題 2 平成 29 年度調達等合理化計画実績及び自己評価（案）
議題 3 平成 30 年度調達等合理化計画（案）

5. 審議の結果

- （1）平成 29 年度の競争性のない随意契約 3 件について、随意契約とした理由並びに点検結果を説明し、特に問題はないとされた。
- （2）平成 29 年度に一者応札・一者応募となった契約 1 件について、点検結果を説明し、特に問題はないとされた。
- （3）平成 29 年度調達等合理化計画実績及び自己評価（案）について報告し、了承を得た。
- （4）平成 30 年度調達等合理化計画（案）について説明し、了承を得た。

(参考)

○独立行政法人環境再生保全機構契約監視委員会規程

(平成 21 年 11 月 27 日規程第 10 号)

(設置)

第 1 条 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における調達等の合理化の推進を図ることを目的として、契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、機構の監事の職にある者及び環境大臣の了解を得て理事長が委嘱する外部有識者 3 名の委員をもって組織する。

2 外部有識者委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 外部有識者委員は、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について、点検、見直しを行う。

(1) 競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約

(2) 複数年度契約

(3) 調達等合理化計画

(4) 上記に掲げるもののほか、委員会において必要と認められた事項

2 委員会は、点検・見直し結果を理事長に報告する。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、前条第 1 項の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、財務部経理課に置く。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

平成 30 年 4 月 24 日

平成 30 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 環境再生保全機構における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 49 件、契約金額は 645 百万円であり、うち競争性のない随意契約は 3 件、契約金額は 8 百万円であった。

この 3 件については案件ごとに契約手続審査委員会で審査を行い、契約監視委員会委員への事前説明を経て、調達を行ったものである。

表 1 平成 29 年度の環境再生保全機構の調達全体像 (単位: 件、百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(84.8%) 56	(70.6%) 763	(91.8%) 45	(96.7%) 624	[△19.6%] △11	[△18.3%] △139
企画競争・公募	(7.6%) 5	(13.0%) 141	(2.0%) 1	(2.1%) 14	[△80.0%] △4	[△90.2%] △127
競争性のある契約(小計)	(92.4%) 61	(83.5%) 903	(93.9%) 46	(98.8%) 637	[△24.6%] △15	[△29.5%] △266
競争性のない随意契約	(7.6%) 5	(16.5%) 178	(6.1%) 3	(1.2%) 8	[△40.0%] △2	[△95.7%] △170
合計	(100%) 66	(100%) 1,081	(100%) 49	(100%) 645	[△25.8%] △17	[△40.4%] △436

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(2) 環境再生保全機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一般競争入札による一者応札は 1 件、契約金額は 5 百万円であった。

表 2 平成 29 年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、百万円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2者以上	件数	57(93.4%)	45(97.8%)	△12[△21.1%]
	金額	673(74.5%)	633(99.3%)	△40[△6.0%]
1者	件数	4(6.6%)	1(2.2%)	△3[△75.0%]
	金額	231(25.6%)	5(0.7%)	△226[△98.0%]
合計	件数	61(100%)	46(100%)	△15[△24.6%]
	金額	903(100%)	637(100%)	△266[△29.5%]

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募及び競争性のない随意契約の改善については、所期の効果を上げていることから、現状の実施体制の維持に努める。また、調達に係る事務処理の効率化の観点から、調達業務の集約化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募に関する取組

調達における競争性及び透明性を維持するため、平成 30 年度においては、引き続き

①～③の取組を継続する。【①及び②の実施割合】

① 公告から入札までの期間を内規では 10 日以上と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10 営業日以上を確保する。

② 契約手続審査委員会による事前の審査においては、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施する。

③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。

(2) 類似業務に係る調達の集約化

事務処理の効率化の観点から、これまでの取組を維持するとともに、新たに発生する調達についても、これまでの取組を踏まえ可能な限り集約化に努める。【実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会(平成 25 年度設置、総括責任者は財務部担当理事)に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約手続審査委員会による審査件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約及び調達に関する規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を随時実施する。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修を実施する。【実施結果】

また、個人情報を取扱う業務を外部へ委託した場合は、当該委託業者における個人情報の管理状況について、年 1 回以上の検査を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成 25 年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務部担当理事

副総括責任者 理事(2名)
メンバー 総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会の審査

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会(平成21年度設置)は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、『『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)』に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進

総合評価落札方式等の調達においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、当機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業であることを評価加点項目として設定する。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業等

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

(2) 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成20年1月8日

改正 平成27年4月28日

改正 平成29年10月24日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）、
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）、
「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成29年3月24日。以下「環境省実施計画」という。）等に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

機構は独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、旧公害健康被害補償予防協会の全ての業務及び旧環境事業団の一部の業務を引き継いで2004年4月1日に発足した。

また、2006年には石綿健康被害救済業務が追加されたことに伴い、当該業務に対応するため本部事務所を拡充するとともに大阪支部を移転した。

機構は、「環境配慮のための実行計画」を2005年度から毎年度作成し、温室効果ガスの排出削減等に努め、2008年1月には2010～2012年度の平均総排出量を2006年度比で3%削減することを目標とした実施計画を定め、取組を行った結果、27%削減することができた。なお、この間、2012年度には本部事務所の会議室等の縮減を行った。

2013年度以降も引き続き「環境配慮のための実行計画」を毎年度作成し、削減努力を続け、第二期中期計画の最終年度である2013年度には2006年度比で35%削減することができた。この間、2013年度には業務運営の効率化を図る観点から大阪支部を廃止した。

さらに、2015年度1月には、2015～2018年度までの間、2013年度実績値を下回ることを目標とした実施計画を定め、削減に取り組んでいるが、この間、2016年10月には環境研究総合推進業務が環境省から機構に移管となり、当該業務に対応するために東京事務所を開設した。

一方、2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。パリ協定を踏まえて2016年5月に「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」が定められ、2017年3月に環境省においても「環境省実施計画」が公表となった。このような状況を鑑み、機構として具体的な実行すべき措置を着実に実施していくため、今般、新たに以下の削減目標を定め、取組を行うこととする。

1. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、川崎本部及び東京事務所の事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2017年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、2020年度中に実施される政府実行計画の見直し及び2021年度以降に実施される環境省実施計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画は、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い、電気の使用による温室効果ガスの総排出量を、2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。特に、機構ではサーバ等のデータセンターへの移設を予定しており、これが計画通りに進む場合は温室効果ガスの総排出量についてさらなる削減が見込めることから、目標について適切に見直すものとする。

4. 個別対策に関する目標

(1) 事務所の電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。なお、機構ではサーバ等のデータセンターへの移設を予定しており、これが計画通りに進む場合は電力使用量についてさらなる削減が見込めることから、目標について適切に見直すものとする。

(2) 用紙の使用量

用紙の使用量を、2013年度比で2020年度までに25%以上削減することに向けて努める。

(3) 廃棄物の排出量

廃棄物の量を2013年度比で2020年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で2020年度までに増加させないことに向けて努める。

5. 措置の内容

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

① 公共交通機関の利用の推進

ア 機構事務所が公共交通機関の利用に至便な地にあることから、引き続き公用車は保有しない。

イ 業務時の移動においては、可能な限り鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

② 環境物品等の調達の推進

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公表するとともに、同方針に基づき、調達目標について100%達成する。

イ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進、フロン類の排出の抑制等を行う。

ウ その他温室効果ガスの排出の少ない製品の選択、製品の長期使用等、購入時の過剰包装の見直し等を行う。

③ エネルギー消費効率の高い機器の導入

現在使用しているパソコン、プリンター、コピー機等のOA機器、蛍光灯等の照明器具等については、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的に進め、エネルギー消費のより少ないものを導入する。また、これら機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

④ 用紙類の使用量の削減

ア 内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。

イ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。

ウ 外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載するなどして、印刷物の作成は必要最小限の量とする。

エ 研修、講習会、説明会等の実施においては、プロジェクターを使用するなどして、用紙の使用量を削減する。

オ コピー用紙の年間使用量について、月単位で部ごとに把握管理し、削減を図る。

カ 会議資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

キ A四判化の徹底など、各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、またその頁数や部数についても必要最小限となるよう見直しを図る。

ク 両面印刷・両面コピー・縮小コピー（複数ページを1ページに縮小してコピー）の徹底を図るとともに、カラー印刷・カラーコピーの使用は極力控える。

ケ 不要となったコピー用紙（ミスコピーと使用済み文書等）については、再使用の徹底を図る。

ケ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

コ コピー機・プリンターの台数は増加させないようにするとともに、更新時には台数削減の可否を検討する。

サ 総務部においては、毎月の各部におけるコピー用紙の使用実態に注意し、削減目標を達成するよう、職員に対しア～コの取組を徹底するよう促す。

(2) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

① エネルギー使用量の抑制

ア OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きいOA機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量を抑制するよう適切に

使用する。

- イ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ウ 冷暖房は、冷房時は28℃、暖房時は20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。
- エ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装を励行する。
- オ 冷暖房中においては、ブラインド利用等により熱の出入りを調節する。
- カ 昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はモニターの電源オフを徹底する。
- キ プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源オフを徹底する。
- ク 始業前及び昼休みは消灯する。日中、外光の採光状況に応じて、照明の照度を適切な水準に調整する。また、夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯するとともに、退出時における不要な照明の消灯を徹底するための工夫を行う。
- ケ 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。

② 節水等の推進

手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。

③ ごみの分別等

- ア 紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。
- イ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ウ 個人用のゴミ箱を順次減らしていく。

④ 廃棄物の減量

- ア 使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- イ 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。
- ウ 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。
- エ コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。
- オ 包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。
- カ 店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。
- キ 保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。
- ク シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ケ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

⑤ イベント等の実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

ア イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。

イ 機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組がなされるように、入札時及び発注時にも必要な事項を盛り込む。

(3) ワークライフバランスへの配慮

「次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画」や時間外労働の適正管理に向けた年度計画等に基づく業務効率化や超過勤務の削減、休暇の取得促進等の取組が、省CO₂にもつながる対策であることを踏まえ、地球温暖化対策の観点からも、以下をはじめとするワークライフバランスに係る各種取組を推進する。

① 17時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。

② 全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。

③ 全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。

④ 業務自体を削減することにより、そのための職員の活動に伴う環境負荷を減らすことができるため、業務フローの見直しやシステム化、外部委託の活用等による業務の効率化をより一層積極的に進める。

(4) 役職員に対する情報提供等

① 役職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

ア パンフレット、機構内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

イ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への役職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

② 地球温暖化対策に関する活動への役職員の積極的参加の奨励

役職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

③ その他

ア エネルギー使用実績等を定期的にとりまとめ、機構内LAN等を通じて、省エネ努力の可視化を図る。

イ 役職員一人一人が「環境配慮のための実行計画」に基づく取組を実施する。

5. 実施計画の実施状況の点検及び公表

本計画の実施状況について、環境委員会において自主的に点検を行い、理事会へ報告するとともに、毎年の成果を取りまとめた上、環境報告書等適切な方法を通じ公表する。

平成29年度環境配慮のための実行計画

平成29年10月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成29年9月）に基づき平成29年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

【各項目における記号の意味】

◎：平成29年度に重点的に取り組む事項 ○：定常的に取り組む事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎		
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	◎	◎	
6	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	○		
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房は、冷房時は28℃、暖房時は20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	◎		
2	身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	◎		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
5	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
6	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	○	○	
7	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	○		
8	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
9	印刷を行う場合は、その页数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	○		
10	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
11	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	
12	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
13	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
14	各部の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

III 節水

		役職員	各部で	総務部

資料_共通7

	項 目	で取組 むもの	取組む もの	で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	○		○
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	○		
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。		○	○
11	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
--	-----	-------------------	------------------	-------------------

		むもの	もの	むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI ワークライフバランスへの配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	17時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。		○	
2	全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。	○		
3	全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。	◎	◎	

VII グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		◎	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		◎	
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		○	

VIII 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの

資料_共通7

1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	◎

IX 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各所で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	<p>役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を年2回行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事や NGO・NPO が行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 ④ 役職員が家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 			○
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事や NGO・NPO が行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	○		
3	「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検を行い、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加するよう努める。	○		

簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	178,751	運営費交付金債務	195
割賦譲渡元金	11,680	その他	2,996
貸付金	971	固定負債	
その他	1,056	石綿健康被害救済基金預り金	79,439
固定資産		ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	37,783
有形固定資産	124	預り維持管理積立金	99,287
投資有価証券等	123,007	引当金	219
破産更生債権等	99	資産見返負債	251
その他	451	長期リース債務	50
		法令に基づく引当金等	10,134
		負債合計	230,357
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,615
		利益剰余金	26,212
		純資産合計	85,782
資産合計	316,138	負債純資産合計	316,138

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	59,425
業務費	
人件費	772
その他	57,577
一般管理費	
人件費	528
その他	543
財務費用	0
その他	5
経常収益(B)	61,563
補助金等収益等	20,680
自己収入等	40,882
臨時損益(C)	405
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	32
当期総利益(B-A+C+D)	2,575

資料_共通8-①

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	12,356
人件費支出	△1,262
補助金等収入	20,957
自己収入等	46,154
その他支出	△53,494
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△9,218
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	3
IV 資金増加額(△資金減少額)(D=A+B+C)	3,141
V 資金期首残高(E)	28,400
VI 資金期末残高(F=D+E)	31,541

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	18,479
損益計算書上の費用 (控除)自己収入等	59,591 △ 41,113
II 引当外賞与見積額	△ 2
III 引当外退職給付増加見積額	△ 262
IV 機会費用	7
V 行政サービス実施コスト	18,222

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常費用	64,692	59,173	59,957	54,823	59,425
経常収益	68,583	62,065	61,989	55,278	61,563
当期総利益	4,039	2,681	1,945	1,264	2,575
資産	312,020	309,068	309,293	309,401	316,138
負債	232,570	228,963	227,305	226,169	230,357
利益剰余金	19,912	20,558	22,433	23,669	26,212
業務活動によるキャッシュ・フロー	27,447	12,949	18,645	10,163	12,356
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,657	△ 3,806	△ 8,642	18,926	△ 9,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,685	△8,695	△9,181	△4,995	3
資金期末残高	3,036	3,485	4,306	28,400	31,541

(注) 第三期中期目標期間：平成 26 年度～平成 30 年度 (5 年間)

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公害健康被害補償予防業務勘定	81	287	113	△842	△480
(うち公害健康被害補償業務)	(98)	(261)	(172)	(△816)	(△374)
(うち公害健康被害予防業務)	(△17)	(25)	(△58)	(△26)	(△106)
石綿健康被害救済業務勘定	-	-	-	-	-
環境保全研究・技術開発勘定	-	-	-	12	12
基金勘定	460	-	-	51	58
(うち地球環境基金業務)	272	(-)	(-)	(46)	(52)
(うちホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	151	(-)	(-)	(11)	(5)
(うち維持管理積立金業務)	36	(-)	(-)	(△6)	(1)
承継勘定	3,349	2,606	1,919	1,235	2,548
合計	3,891	2,893	2,032	455	2,138

(注) 第三期中期目標期間：平成 26 年度～平成 30 年度 (5 年間)

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公害健康被害補償予防業務勘定	57,932	57,869	57,984	57,118	56,672
（うち公害健康被害補償業務）	(11,057)	(11,063)	(11,274)	(10,439)	(10,039)
（うち公害健康被害予防業務）	(46,875)	(46,806)	(46,710)	(46,680)	(46,633)
石綿健康被害救済業務勘定	76,670	78,211	79,258	80,227	80,025
環境保全研究・技術開発勘定	-	-	-	83	322
基金勘定	135,397	138,263	144,431	148,217	153,072
（うち地球環境基金業務）	(14,610)	(14,463)	(14,536)	(14,576)	(14,581)
（うちボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務）	(40,993)	(40,092)	(39,031)	(38,644)	(38,374)
（うち維持管理積立金業務）	(79,794)	(83,708)	(90,864)	(94,997)	(100,117)
承継勘定	42,020	34,724	27,620	23,756	26,047
合計	312,020	309,068	309,293	309,401	316,138

(注) 第三期中期目標期間：平成26年度～平成30年度（5年間）

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
業務費用	14,111	12,386	13,584	15,057	18,479
うち損益計算書上の費用	64,694	59,173	59,957	54,823	59,591
うち自己収入等	△50,583	△46,787	△46,373	△39,766	△41,113
損益外減価償却等相当額	0	0	-	-	-
引当外賞与見積額	6	3	2	8	△2
引当外退職給付増加見積額	△19	△34	△141	35	△262
機会費用	102	64	-	10	7
行政サービス実施コスト	14,200	12,419	13,445	15,111	18,222

(注) 第三期中期目標期間：平成26年度～平成30年度（5年間）

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	318	0.8%	—	—	318	0.8%
賦課金収益	30,906	79.5%	—	—	30,906	78.0%
補助金等収益	7,638	19.6%	200	26.2%	7,838	19.8%
財務収益	0	0.0%	562	73.8%	562	1.4%
その他	22	0.1%	—	—	22	0.1%
計	38,884	100%	762	100%	39,646	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,663	82.2%
補助金等収益	776	17.4%
その他	18	0.4%
計	4,458	100%

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	環境保全研究・ 技術開発勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	5,113	100.0%
その他	2	0.0%
計	5,114	100.0%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	地球環境基金業務		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処 理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	892	84.9%	38	1.9%	27	8.9%	956	28.7%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	1,940	98.1%	—	—	1,940	58.2%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	278	90.9%	278	8.3%
財務収益	142	13.5%	—	—	—	—	142	4.3%
その他	17	1.6%	1	0.0%	1	0.2%	18	0.5%
計	1,051	100%	1,978	100%	305	100%	3,333	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	439	4.9%
事業資産譲渡高	6,042	67.1%
財務収益	737	8.2%
その他	1,793	19.9%
計	9,011	100%

運用方針について

資金の管理及び運用に関する規程第 4 条第 2 項に基づき運用方針を策定する。

記

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。

2. 各資金の運用方針

(1) 公害健康被害予防基金

長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと

(2) 石綿健康被害救済基金

被害者救済のための基金であることを踏まえ、概ね 1 年以内の預金を中心に、救済給付の支給に支障が生じない範囲で 5 年以内の中期を組合せた運用を行うこと

(3) 地球環境基金

長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、運用は預金を中心としたものとし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること

(5) 維持管理積立金

- ①長期の資金収支計画等を踏まえ、短期、中期及び長期の期間毎の資金需要見込みに応じて、効率的な運用を行うこと
- ②想定外の積立者からの取戻し請求に対応した方策を講じること

以上

平成29年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績

項目	実施講座数	実施回数	受講人数
全研修実績	100	493	1,619

1. 一般研修(4講座)

No	研修名	実施日	実施回数	受講者数
1	コンプライアンス・情報セキュリティ研修	10/23、10/31	2	164
2	内部統制研修	9/22、9/27	2	162
3	健康管理研修	12/14、1/11	2	64
4	メンタルヘルス研修	9/20、9/21、9/25	3	39
計			9	429

2. 階層別研修(13講座)

No	研修名	実施日	実施回数	受講者数
1	内定者研修	2/8	1	3
2	新入職員研修	4/3-4/13	1	5
3	新入職員研修(現地)	4/11	1	5
4	規程基礎研修	4/12	1	5
5	フォローアップ研修	10/16	1	10
6	キャリアデザイン研修	1/22	1	3
7	1・2等級研修	8/23、8/30	2	27
8	5等級研修	8/3	1	23
9	新任1等級研修	6/20	1	1
10	新任2等級研修	5/26、6/13	2	3
11	新任3等級研修	6/22	1	1
12	新任4等級研修	6/20	1	4
13	2・3等級人材育成研修	9月～2月	1	42
計			15	132

3. 自主研修及び資格取得支援策(2講座)

No	研修名	実施日	実施回数	受講者数
1	自主研修	8/9～1/31	1	92
2	資格取得支援策	6月～3月末	1	3
計			2	95

4. 業務専門性研修(81講座)

No	研修名	実施日	実施回数	受講者数
① 共通 業務専門性研修				
1	環境省環境研修(環境調査研修所)	5月～翌年2月のうち12日程開催	12	12
2	環境問題研修(実地研修)	9/28-9/29(四日市)、10/26-10/27(西淀川)	2	4
3	統計研修	7月～翌年2月のうち3日程開催	3	4
4	情報システム統一研修	4月～翌年3月のうち11日程開催	11	18
5	行政争訟セミナー	10/30	1	5
6	訟務担当者研修	11/2	1	7
7	契約・物品管理研修	2/28	1	16

8	障害者職業生活相談員資格認定講習	1/17	1	5
9	コンプライアンス担当者研修	10/26、12/1	2	2
10	防火・防災管理者講習	8/24-25、11/1-2	2	2
② 総務部 業務専門性研修				
11	人事・給与実務研修	6/19、7/28、8/29、8/31、12/13、1/31、2/2、2/28、3/1	9	11
12	採用担当者研修	9/12	1	1
13	文書管理担当者研修	5/17、5/25、12/5-12/7	3	7
14	法制執務担当者研修	1/17	1	12
15	危機管理広報研修	7/10、8/24、9/27、11/8、12/1	5	5
16	例規システム操作研修	11/29	1	20
17	情報公開担当者研修	4/27、10/4、10/18	2	13
18	各種外部セミナー	4月～翌年3月のうち16日程開催	16	19
③ 財務部 業務専門性研修				
19	政府関係法人契約事務職員研修 (財務省会計センター研修部)	5/19-6/23	1	1
20	政府関係法人会計事務職員研修 (財務省会計センター研修部)	10/3-11/17	1	1
21	予算編成支援システム研修 (財務省主計局)	10/25	1	1
22	消費税中央セミナー (国税庁・全国間税会総連合会)	11/28、3/27	2	6
23	独立行政法人実務会計研修・決算留意事項 セミナー (監査法人)	4/14、9/25-9/27、12/26	3	15
24	会計フォーラム (主に監査法人)	8月～翌年3月のうち11日程開催	11	14
25	資金管理セミナー (証券会社)	4月～翌年3月のうち18日程開催	18	21
26	改正民法に係る研修	10/4	1	58
④ 補償業務部 業務専門性研修				
27	公害健康被害補償予防制度全般に係る研修	8/3、10/19	2	9
28	汚染負荷量賦課金算定方法及び電子申告 の仕組み	8/7、10/30	2	3
29	情報セキュリティに係る研修	8/4、10/5、10/24	3	4
30	旅費手続き関係に係る研修	8/1、10/4、10/23	3	4
31	業務推進・応対力向上研修	43,088	1	22
32	汚染負荷量賦課金徴収に係る専門的知識の 習得	5月～翌年3月のうち12日程開催	12	68
33	実地調査及び納付義務承継等勉強会	5月～翌年3月のうち12日程開催	12	108

34	ばい煙発生施設とSOx排出に係る研修	6/1、7/11、11/6、11/13、11/20	5	19
35	脱硫装置概要研修	42,895	1	11
36	ボイラー実技講習会	2/6、2/7、2/9	3	3
37	部内業務システム研修（徴収・審査システム編）	8/14、10/5	2	3
⑤ 予防事業部 業務専門性研修				
38	事業研修 （ぜん息等呼吸器疾患及び大気環境改善に関する知識の習得）	6/7～9	1	3
39	事業研修（ソフト3事業の現地調査）	5/9、6/12、6/27、7/20、11/9、11/10、12/8	7	12
40	事業研修（東京都19区連絡協議会参加）	6/8、12/18	2	6
41	学術研修（日本アレルギー学会等）	6/16～18、11/18～19	2	5
42	学術研修（大気環境学会等）	6/2、9/6～8	2	6
43	地方公共団体指導調査に向けての事前勉強会	9/22	1	4
44	課内業務報告会	1/30、2/27、3/27	3	33
45	契約関係事務研修 （契約事務手続の部内勉強会）	5/4	1	3
⑥ 地球環境基金部 業務専門性研修				
46	業務専門性研修	5月～翌年1月のうち21日程開催	21	31
47	初任者研修	4月	1	2
48	PCB廃棄物処理施設・JESCO東京PCB処理事業所見学会	11/2	1	10
⑦ 石綿健康被害救済部 業務専門性研修				
49	戸籍による身分関係審査のポイント	・担当者向け 7/10、7/11 ・一般向け 7/11、7/14	4	15
50	石綿疾病に対する診断、治療の現在	9/27	1	14
51	石綿関連疾患における労災制度、日本の石綿関連法令、欧州の関連情報	9/27	1	4
52	救済制度概要・申請等手続基礎研修	4/13	1	13
53	石綿関連疾患・指定疾病基礎研修	4/14、4/28	2	32
54	医学的判定に係る留意事項等のポイント	10/25、11/8	2	20
55	接遇力向上研修	3/7	1	3
56	情報セキュリティ研修	5/22、23	4	41
57	個人情報保護研修	3/15	2	39
58	石綿健康被害救済制度に係る広報研修	12/21	1	20

⑧ 環境研究総合推進部 業務専門性研修				
59	e-Rad研修	5/18、2/7	2	3
60	知的財産研修	9/20、9/25、10/12	3	3
61	研究公正研修(内部)	4/4-5	1	15
62	研究公正研修(e-ラーニング)	4月～随時	1	13
63	会計事務処理研修	4/4-5	1	15
64	環境分野講義	3/17	1	6
65	環境省との勉強会	随時(キックオフ会合・アドバイザーボード会合への参加)	195	8
66	POとの勉強会			
67	学術研修(JST/CRDS俯瞰ワークショップの聴講)	3/19	1	2
68	国立環境研究所公開シンポジウム等聴講	8/31、9/1	2	2
69	中央環境審議会等の聴講	4/27、5/29、6/1、1/26、3/5	5	4
70	推進費発表会・シンポジウムの聴講	3/17	1	6
⑨ 監査室 業務専門性研修				
71	内部監査基礎コース(日本内部監査協会)	7/18	1	1
72	内部監査入門講座(日本内部監査協会)	4/12、6/21	2	2
73	内部監査基礎講座(日本内部監査協会)	12/12	1	1
74	スキルアップ研修(内部監査協会)	7/21、8/2、8/9、8/24、10/6	5	6
75	公会計監査機関意見交換会議(会計検査院)	8/25	1	1
76	個人情報関連研修	6/5	1	1
77	文書管理関連研修	5/25、8/24	2	2
78	情報セキュリティ関連研修	6/29、10/3、10/10、10/11、1/31、2/6	6	4
79	労務管理関連研修	5/18、7/13、7/19、7/28、10/3、10/24、11/22、11/30	9	10
80	その他外部研修	4/14、9/12、10/5、11/13、2/7	5	4
81	監査室臨時職員研修	8/22、3/7	2	4
計			467	963



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。